確定拠出年金Ｑ＆Ａ（令和３年７月２８日施行）

No.1～2　規約の承認（資格）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
No.3～4　規約の承認（同意）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
No.5～6　規約の承認（会社分割）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
No.7　規約の承認（共同実施）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
No.9～13　規約記載事項（運営管理業務の委託）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
No.14～32　規約記載事項（一定の資格）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
No.33～37　規約記載事項（一定の資格（職種））　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
No.38～42-1　規約記載事項（一定の資格（勤続期間））　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
No.43～44　規約記載事項（一定の資格（年齢））　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
No.46～47　規約記載事項（一定の資格（希望））　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
No.48～50　規約記載事項（一定の資格（代替措置））　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
No.50-1～50-4　規約記載事項（資格喪失年齢）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
No.51～71　規約記載事項（事業主掛金）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
No.71-1～71-30　規約記載事項（企業型年金加入者掛金）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
No. 71-31～71-40　規約記載事項（個人型年金同時加入）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
No.72　規約記載事項（運用方法の提示）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
No.73　規約記載事項（運用の指図）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
No.75　規約記載事項（給付の額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

No.76～78-4　規約記載事項（事業主返還）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
No.79～81　規約記載事項（事務費負担）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
No.82～84　規約記載事項（その他）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
No.85～85-4　規約記載事項（簡易企業型年金）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
No.86～88　承認の基準等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
No.89～91-3　規約の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
No.92～94-2　規約の変更（軽微な変更）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
No.95～98　運営管理業務の委託　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
No.99～100　運営管理業務の委託（勧誘方針）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
No.101～102　資産管理機関契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
No.102-1～102-9　企業型年金の資格喪失年齢引き上げ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
No.103～103-2　資格喪失の時期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
No.104～106　加入者情報の通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
No.107　年単位化による掛金の拠出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
No.108～110　事業主掛金の拠出限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
No.111　事業主掛金の納付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
No.112～119　事業主の責務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
No.120～125　事業主の責務（情報提供の具体的内容）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
No.126　事業主の責務（加入者等への具体的な提供方法等）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
No.127　事業主の責務（資産の運用に関する情報提供と、推奨行為との関係）　・・・・・・・・・・・・・　30
No.127-1～134　運用の方法の選定・提示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30

No.135～135-8　指定運用方法の選定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
No.136～137　運用の方法の選定・提示（損害賠償責任）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
No.137-1～137-9　運用の方法の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
No.138　運用の方法の選定・提示・情報提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
No.138-1～144　運用の方法等に係る情報の提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
No.145～147-2　運用の方法に係る情報提供（加入者等に情報提供すべき過去１０年間の実績の内容）　・・・・　36
No.148　運用の方法の情報提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
No.148-1　運用の指図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
No.148-2～148-11　指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例　・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
No.148-12～148-32　運用の方法の除外　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
No.148-33～148-34　個人別管理資産額の通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43
No.149～149-4　給付の裁定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43
No.150～151-3　支給要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44
No.151-5　加入者記録の提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44
No.152～155　障害給付金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
No.156　事業主の行為準則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
No.156-1～158　事業主の行為準則（忠実義務の内容）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
No.159　事業主の行為準則（個人情報保護義務の内容）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46
No.160　事業主の行為準則（自社株式の推奨等の禁止）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
No.161～181　他制度の資産移換　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
No.182～190　他制度の資産移換（存続厚生年金基金）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

No.196～207　他制度の資産移換（退職手当制度）　51
No.208～209　他制度の資産移換（資産受入日）　52
No.210～213-1　他制度の資産移換　53
No.214　その他（規約）　53
No.215　その他（資格喪失後の商品購入）　53
No.216　その他（商品提供機関）　54
No.219　その他（給付にかかる源泉徴収）　54
No.220～221　その他（特別法人税）　54
No.222～229　個人型年金加入者　54
No.231　個人型年金加入者掛金　55
No.232　個人型年金加入者掛金の納付　55
No.232-1～232-9　中小事業主掛金納付制度　55
No.233～234　個人別管理資産の移換　57
No.234-1～234-3　個人別管理資産の移換（退職金共済）　58
No.234-4～234-6　個人別管理資産の移換（確定給付企業年金）　59
No.235～236　運営管理機関登録　59
No.237～246　運営管理機関登録申請　60
No.247～252　運営管理機関登録簿の記載　61
No.253～254　運営管理機関変更届　62
No.255　標識　62
No.256～256-5　業務管理態勢　62

№257　運営管理機関の行為準則（個人情報保護義務の内容）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63
№258～258-1　運営管理機関の行為準則（忠実義務の内容）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63
№259　運営管理機関の行為準則（提示の留意点）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
№260～268　運営管理機関の行為準則（「推奨」「助言」の内容）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
№270～284-1　営業職員による運用関連業務等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　68
№285　業務に関する帳簿書類　・・・　70
№286　報告書の提出　・・　71
№287～296　その他（脱退一時金等）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71

以下のＱ＆Ａにおいて、「法」、「令」、「規則」、「法令解釈通知」、「承認基準通知」及び「改正前令」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。

「法」　・・・　確定拠出年金法（平成１３年法律第８８号）

「令」　・・・　確定拠出年金法施行令（平成１３年政令第２４８号）

「規則」　・・・　確定拠出年金法施行規則（平成１３年厚生労働省令第１７５号）

「法令解釈通知」　・・・　確定拠出年金制度について（平成１３年８月２１日年発第２１３号）

「承認基準通知」　・・・　確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成１３年９月２７日企国発第１８号）

「改正前令」　・・・　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成２６年政令第７４号）第３条４項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行令

「平成28年改正法」　・・・　確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第６６号）

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
1	規約の承認 （資格）	企業型年金加入者の資格は、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者等であるが、その条件を満たせば日本国籍以外の者も加入資格があるということでよいか。	よい。 なお、日本国籍以外の方が加入後に将来的に日本国内に住所を有しないこととなった場合は、国民年金の被保険者になれないため、法附則３条の脱退一時金の請求要件（国民年金保険料免除者であること）を満たすことができないことに留意。 ※国民年金の被保険者でなければ国民年金保険料免除者にもならない。ただし、法附則２条の２を満たす場合は、脱退一時金の請求は可能。	法３条１項 法附則３条
2	〃	第一号等厚生年金被保険者が事業主のみの場合、加入者が当該事業主のみであっても「企業型年金」の導入は可能か。	可能。	法３条１項
3	規約の承認 （同意）	規約への労使合意の取り方において、全適用事業所を代表する労働組合の同意を得れば、各適用事業所毎の同意が得られたものと考えてよいか（「労使協議書」に全適用事業所へ労使交渉の経過等を逐次知らしめている旨記載予定）。	各事業所の労使合意が必要。	〃
4	〃	①別々の就業規則を適用する２つの労働組合がある場合で、過半数に達しない方の労働組合に属する従業員のみに制度を導入する場合、もう一方の労働組合の同意は必要か。 ②その際、後者の従業員に対し、退職金規程適用とは別に代替給付は必要か。	①もう一方の労組の同意も必要。 ②ＤＣ相当の代替給付は必要。 ※No. 37 も参照	〃
5	規約の承認 （会社分割）	企業の会社分割に併せて、その企業が実施しているＤＣ規約を分割することは可能か。それとも、その実施企業は、その分割に係る事業所を除いた上で規約の変更承認を受け、当該事業所に係る加入者等を資格喪失させた上で、新たに分割承継会社の方で再度、所定の手続きを経て、新たにＤＣを新設し、その加入者の資産を移換させる方法しかないのか。	後者。 なお、規約の変更承認は分割に係る事業所を含んで行う。	〃
6	〃	会社分割等による特別の事情に起因して規約承認申請する場合の手続きを弾力化できないか。	会社分割等の特別の事情として認められる場合は、申請時点において必ずしも全ての書類の提出を必要とはせず、書類の内容を示すもので良いこととし、後日提出することも可能。 【例】 ・適用事業所の証明→会社分割に係る決議の議事録、企業の記者発表資料、提出予定の新規適用届写等（後日年金事務所提出済の新規適用届写で確認）	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			※ただし、新規適用日以降でなければ当該事業所にかかる同意書・事業主の証明書を作成できず書類不備となるため 、新規適用日より前に規約承認申請できるわけではない。 ・登記簿謄本→法務局への申請書または登記内容がわかる書類（登記簿は登記後に提出）	
7	規約の承認（共同実施）	中小企業等が共同で実施する場合の実施要件はあるか。（業種、地域、代表となる者の条件、母体となる団体の要否、実施事業所間における掛金、給付の違い　等）	ない。	法３条２項
8	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
9	規約記載事項（運営管理業務の委託）	運用関連業務を行う運営管理機関をＡ、Ｂ２社選任した場合に、Ａ、Ｂが同じ運用商品を選定・提示することは可能か。	可能。	法３条３項４号 規約記載事項４
10	〃	事業主が複数の運営管理機関に委託することができないことを定める施行令７条２号の規定があるが、事業主が共同して実施する場合においても、各々の事業主が、それぞれ運営管理機関を選定する取扱いは不可か。	各々の事業主が、それぞれ運営管理機関を選定する取扱いは可能。	〃
11	〃	会社がＤＣを導入するに当たって、その運営管理機関として、自社の福利厚生部門をアウトソースした子会社を選任する場合 ⑴　その子会社が１００％子会社で、かつ、その会社の運営管理業務のみを受託し、他の企業の受託を一切行わない場合でも、その子会社は運営管理機関登録が必要とされるのか。 ⑵　その子会社が１００％子会社であっても、他の運営管理機関を選定するのと同様のプロセス、すなわち、複数の候補先とコンペを実施する必要があるのか。	⑴運営管理機関登録が必要。 ⑵他の運営管理機関を選定するのと同様のプロセスで行う必要がある。	〃
12	〃	運営管理業務を委託する契約の仮契約書とは契約書のひな型でよいか。	よい。	〃
13	〃	仮契約書の段階では確定しない事項（当初信託金の額等）については、仮契約書と本契約書との間で変更可能か。	仮契約書は契約内容が確定した上で、申請書類に添付して提出いただき、契約調印後の本契約書は別途提出いただく必要がある。	〃
14	規約記載事項	企業型年金規約において、加入資格を一定の年齢以上とする	加入資格を一定の年齢以上とすることは認められない。	法３条３項６号

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
	（一定の資格）	ことが認められるのか。		
15	〃	企業として確定拠出年金制度（規約で個人型年金同時加入可能と定めていない制度）があるが、一定の資格により企業型年金加入者とならない者は、個人型年金に加入することは可能か。	一定の資格により企業型年金加入者とならない者は、個人型年金に加入することが可能。	〃
16	〃	「一定の資格」を定める場合に、企業型年金加入者とならない従業員について、当該規約において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられたかどうかの確認方法はどうするのか。	給与規程・退職金規程等により確認されたい。	〃
17	〃	企業型年金で、早期退職制度等により、６０歳以前に退職させる場合において、規約の規定でプランから脱退せずにその企業型の運用指図者とすることも可能か。（退職時、必ずその企業型のプランから脱退し、個人型等他のプランに移換しなければならないのか。）	企業型年金運用指図者となることは不可能。 個人型年金や他の企業型年金等に移換する必要がある。	〃
18	〃	厚生年金被保険者である従業員全員をＤＣ加入者とする企業型規約において、規約上勤続期間が３年未満の者の資産は事業主へ返還する旨規定を設けている場合に、ＤＣ導入時点で返還規定期間内に退職が確定している者についてもＤＣに加入させなければならないか。	加入させなければならない。	〃
19	〃	企業型年金の加入において選択制の場合、一度加入しないことを選択すると、二度と加入できないのか。	加入できる。（なお、規約にその旨の規定が必要。） なお、一度加入すると脱退不可。	〃
20	〃	高齢の従業員には確定拠出年金の導入のメリットが少ないと思われるが、この点についてはどのように考えるか。	一定の資格として５０歳という年齢を法令解釈通知で挙げたのもそのため。メリット・デメリットも考慮の上、労使で導入を検討する必要がある。	法３条３項６号 法令解釈通知第１－１
21	〃	例えば加入資格を勤続２５年未満とし、勤続２５年になった段階で加入資格を喪失するということも可能か。	可能（ただし、資格喪失後の代替措置が必要）。	〃
		この場合、６０歳に到達していなければ企業型運用指図者となれないため、個人型に移換ということになるのか。	この場合、個人型年金や他の企業型年金等に移換する必要がある。	
22	〃	いわゆる代替給付の「等価性」は、どの程度まで問われるのか。退職金制度と確定拠出、確定給付と確定拠出の場合、どのように判定するのか。	基本的に同額。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
23	〃	①追加加入日を「入社直後の年１回の特定日（６月１日等）」とすることはできるか。 ②その場合、加入待機中の従業員に「代替給付」は不要と考えてよいか。	①可能。 ②代替措置が必要。	〃
24	〃	例えば、勤続３年以上の者を加入させる制度とした場合、勤続３年未満の従業員には退職金規程等でも受給資格が無い（代替給付が無い）ことが想定されるが、このような制度も認められるのか。	不可。 この場合、代替措置が必要。	〃
25	〃	内勤社員については退職一時金制度があるが、歩合制の外勤社員については退職一時金制度がないという企業が、内勤社員の退職一時金をＤＣに移行し内勤社員のみにＤＣを実施する場合においては、当該外勤社員に対して他の制度による代替措置が講じられていなくとも不当差別にはあたらないと解してよいか。	不当差別にあたる。 基本的には外勤社員に対しても代替措置が必要。	法３条３項６号 法令解釈通知第１－１ 承認基準通知別紙１の別紙
26	〃	ＤＣ制度の導入時において、一定の勤続年数未満の者に対してはＤＣを、当該勤続年数以上の者についてはＤＣと退職一時金との選択制を認めるということはよいか。	よい。	法３条３項６号 法令解釈通知第１－１
27	〃	他の従業員と給与や退職金等の労働条件とは別に規定されているものであれば、管理職を一定の職種と解してもよいか。	「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第430号）の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど、一定の職種として定めることに合理的な理由がある場合は可能。	〃
28	〃	非加入対象者への代替措置を２種類用意して、年齢もしくは勤続年数別に併存させることは可能か。（例えば、５０歳以上の非加入対象者は、現行の退職手当制度の継続とし、５０歳未満の非加入対象者は、拠出額相当を毎月の給与に上乗せする方法を代替措置とするなど。	不当に差別的にならなければ可。	〃
29	〃	企業型年金規約の代替措置として、カフェテリアプラン（企業があらかじめ用意した多彩な福利厚生メニュー（例えば、人間ドック補助や保育園補助など）の中から、従業員が自分に必要なものを選んで利用する制度をいう。）を認めない理由如何。	一定の資格を設けた場合の代替措置は、老後の所得保障としての性格を持つ制度とすることが適当であるため。	〃
30	〃	代替措置の退職金前払い制度とは、退職金規程に明記されて	規程の名称の如何を問わず使用者が明示するものに従って支給	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		いることが不可欠なのか。また、前払いを行っている実態があればよいのか。	されていることが必要。（規程に明記すべきという問題は、労働基準法に定める労働条件の明示に基づく本来使用者に課された責務である。）	
31	〃	法令解釈通知のうち「事業主掛金の拠出に代わる相当な措置」とはどのようなものを指すのか。	「概ね同額」といった金銭を指す趣旨であり、カフェテリアプランをはじめとする別の措置を指すものではない。	〃
32	〃	①一定の資格について、新規採用者を当初３年間加入者としないこととした場合、当該期間に対するＤＣに代わる代替措置が必要となるか。 ②代替措置が必要であるとした場合、新規採用後３年間を算定対象期間として取り扱っていない退職金制度では不十分であり、別の代替措置が必要になるということか。	①代替措置は必要となる。 ②退職金前払い制度等の別の代替措置が必要である。	法３条３項６号 法４条１項２号
33	規約記載事項（一定の資格（職種））	総合職・一般職のように就業規則が同一で退職金・給与体系が異なる職種のうちの一部の職種についてのみＤＣを導入することができるのか。	可能。	法３条３項６号 法令解釈通知第１－１（１）①、（２）
		この場合、既に他方の職種について退職金等の措置が講じられ、かつ、ＤＣの導入が既存の年金制度の給付減額若しくは廃止によるものであれば、その措置の総額については変動がないことから、他方の職種については、代替措置は不要という理解でよいか。	この場合、代替措置は不要。（全体の労使合意は必要。）	
34	〃	年金規約で役員（使用人兼務役員を除く）を加入者から除くことは不当差別になるか。また、当該役員を加入者から除く際、代替給付は必要か。	給与規程、就業規則等が異なる場合であって、合理性がある場合は代替給付は不要と考えられるが、いずれにしても個別に判断が必要。 基本的には、第一号等厚生年金被保険者は全員加入が原則であり、代替給付不要となるときは、極めて例外的なときのみ。	〃
35	〃	従業員とは別の退職慰労金規程が適用される役員については、制度加入者から除外してよいか。	同上	〃
36	〃	勤続期間が３年に満たない者に対して掛金の事業主返還規定を設けている場合に、雇用期間が当初から３年未満であることが明確であるような者への代替措置を不要とできないか。	雇用期間が３年未満であるということが雇用契約等により確実に見込まれる者については、労使合意により作成される規約等により明確化されるのであれば、代替措置を講じないことも可能である。なお、当初、雇用期間が３年未満であるため代替措置を不要とされた者が、雇用期間が更新され、結果として３年以上の雇用期間になることが見込まれる場合は、その時点でＤ	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			Ｃの加入対象とする必要がある。	
37	〃	承認基準通知では「労働条件が著しく異なっている者」に対しては代替措置を講じなくてもいいとされているが、基準はあるのか。	労働条件が著しく異なっているか否かの判断は、客観的に判断でき、かつ合理的である必要があることから、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえ、給与規程、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無等を基準に個別に判断する必要がある。 なお、承認基準通知においては、「嘱託、臨時雇員（いわゆるパート職員を含む。）」としているが、これらは、例示として示したものであり、単に職種の名称だけで判断するのではなく、上記を基準として「労働条件が著しく異なっている者」か否かを判断する必要がある。	〃
38	規約記載事項 （一定の資格 （勤続期間））	「一定の勤続期間」を加入資格とした場合、		法３条３項６号 法令解釈通知第１－１（１）②、（２）
		⑴代替措置を講ずる限りにおいて、この一定の勤続期間の設定は何年であってもよいか。	⑴よい。	
		⑵非加入者への代替措置として、退職手当金の「適用対象者（受給資格は関係なし）」としての資格があればよいか。	⑵ＤＣに加入したとした場合における相当の給付が必要。	
		⑶加入資格を入社即とし、ベスティングルールにより勤続３年未満退職者の資産を事業主返還とした場合、職種等により加入しないとされた従業員の３年未満勤続者へは代替措置を講じないとする方が公平と考えるが妥当か。	⑶職種等により加入しないとされた従業員に対して代替措置を設けた上で、事業主返還の期間について、規約で代替措置が停止となる条件として事業主返還と均衡する事由（例えば懲戒解雇等）を定めることは可能。	
39	〃	勤続年数で加入資格を定める場合、他社で勤務していた期間を勤続年数に含めてよいか。	不可。加入資格を定める際に用いる勤続期間は、あくまでも当該企業型実施事業所内での勤続年数に限定。ただし、企業の合併や分割により、実態として勤続期間が継続していると判断することが妥当と考えられる場合は、その旨規約に記載することにより勤続期間を通算することは差し支えない。	〃
40	〃	ＤＣの導入を既存者のみとし、新入社員を除外することは可能か。 この場合の一定の資格は何か。	合理的な理由があれば一定の勤続年数により可能。 （例） 平成１７年４月１日以降の採用者を除外する場合、 「平成１７年４月の前月において勤続期間を有する者を加入者とする」	〃
41	〃	ＤＣ新規加入を新入社員のみとすることは可能か。	代替措置があれば可能。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
42	〃	一定の勤続期間にて加入資格を定める場合、標準入社年齢を定め、それを基準に算定したものを勤続年数とすることは可能か。 （例）標準入社年齢を１８歳と定めれば、現在２２歳の者は勤続４年と見なされる。	不可。勤続年数とは、当該会社への実勤続年数でなければならない。	〃
42-1	〃	試用期間中とは、何か月を指すのか。	就業規則等に定められた根拠のある期間。	〃
43	規約記載事項（一定の資格（年齢））	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、５０歳未満の一定の年齢による加入者資格の限定はできないのか。	一定の年齢以上を加入者資格の要件にすることは、合理的な理由があるとは考えられないことから、基本的には認められない。ただし、企業型年金の開始時や企業型年金開始後の入社日時点に５０歳以上の者に限り、ＤＣに加入できない又は選択制とするという取扱いを可能としている。	法３条３項６号 法令解釈通知第１－１（１）③
43-1	〃	「５０歳以上」の従業員について、６０歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることを踏まえて、「５０歳以上」の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせずに、当該一定の年齢未満の従業員のみ企業型年金加入者とする場合に、ここでいう「５０歳以上」とは具体的にはどのような者か。	加入前月時点で５０歳以上の者（ただし、月の初日又は二日目に誕生日を有する場合には、加入前月時点で４９歳１１ヵ月以上の者）を指す。	〃
44	〃	加入資格を、企業の規程にあわせた年齢（例えば２７歳以上）で定めることは可能か。	年齢で加入資格を定めることは原則として不可。	〃
45	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
46	規約記載事項（一定の資格（希望））	企業型年金への加入を希望する者は、あらかじめ定められた加入タイミングに合わせて随時加入できるが、一旦加入した後に企業型年金をやめて退職一時金制度等へ戻ることはできるか。	退職一時金制度等へ戻ることはできない。	法３条３項６号 法令解釈通知第１－１（１）④
47	〃	退職金前払い制度とＤＣ制度の選択制とした場合に、前払い制度を選択した者が企業型加入者となることは、いつでもできると解してよいか。また、一度ＤＣ制度を選択した者が前払い制度へ戻ることは可能か。	企業型加入者に移ることはできる（規約に定めが必要）が、一度ＤＣ制度を選択した者は前払い制度へ戻ることはできない。	〃
48	規約記載事項（一定の資格（代替措置））	企業型年金に加入を希望しない従業員に対して、事業主掛金に代わる相当な措置として、退職金の前払いを行う場合に、掛金と同等の金額の前払い金は、前払い金に係る所得税を控除	あえてそこまでする必要はない。	法３条３項６号 法令解釈通知第１－１（２）

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		後に同等となるように支給する必要があるか。		
48-1	〃	合併等の事業再編に伴い退職金共済から企業型ＤＣに資産を移換する場合において、同一事業所内に企業型ＤＣ加入者の従業員と企業型ＤＣ未加入の被共済者の従業員とが併存することは認められるか。	退職金共済は企業型ＤＣの代替制度として認められる。	〃
49	〃	試用期間中の者について、代替措置（退職手当制度等）を必要とするのか。 また、試用期間には期間等の制約はあるのか。	原則として必要。なお、試用期間の期間等の制約は特に設けていない。	〃
50	〃	退職金を代替給付とした場合の保全措置は必要か。	退職金規程等による代替措置には、外部積立等の保全措置は必須ではない。	〃
50-1	規約記載事項（資格喪失年齢）	資格喪失年齢として規約で定めることができるのは、「年齢」だけとなるのか。資格喪失の時期を定めることはできないのか。（例：満６３歳に達した日の属する月の末日）	年齢のみである。	法３条３項６の２号
50-2	〃	６０歳超の企業の定年年齢より低い資格喪失年齢を定められると理解してよいか。	よい。なお、企業で定める定年年齢と規約で定める資格喪失年齢は一致させる必要はない。	〃
50-3	〃	連合型や総合型の規約の場合、実施事業所ごとに別表（別紙）にて異なる資格喪失年齢を定めることは可能か。	可能。	〃
50-4	〃	資格喪失年齢については、同一実施事業所内で職種毎に複数設定できるという認識でよいか。（営業職は６５歳喪失、事務職は６３歳喪失など）	同一事業所内で職種毎に複数設定可能。	〃
51	規約記載事項（事業主掛金）	労使間での協議の結果、勤続年数、年齢または資格等に応じて「額」や「率」に一定の格差を設けることについて合意がなされ、企業型年金規約に規定することができれば、その「額」または「率」は恣意性が排除されているとみなし、法令上問題ないと解してよいか。	「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど加入者の資格を区分することに合理的な理由がある場合には、区分した資格ごとに事業主掛金の「額」に差を設けることを目的として、加入者の資格を区分することができる。（簡易企業年金を除く。） なお、「率」に差を設けることはできないが、就業規則、退職金規程等で定められた給与などを基準給与とすることは可能。ただし、基準給与を定めるに当たっては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえること。	法３条３項７号 法令解釈通知第１－１（３） 第１－２（４）

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
52	〃	組合専従者の掛金拠出方法如何。	労働組合を１事業所として、ＤＣを導入する必要がある。	法３条３項７号
53	〃	業種横断の基金等を解散してＤＣに移行する場合等の規約事項で、もともと掛金率の設定方法は各社まちまちであることから、各社別にＤＣ専用の基準給与制度として設けたものに対して一定率を乗じたものを掛金とする方法で差し支えないか。	よい。	法３条３項７号 法令解釈通知第１－２
54	〃	年俸制の社員とそうでない社員がいる場合、年俸制の社員についてはポイント制により算出した給与、そうでない社員は基本給を使用する取扱をすることは可能か。	給与規程に規定されていれば可。	〃
55	〃	事業主による恣意性が介入するおそれがないと認められるものであれば、年金制度のために特別に定められた給与を事業主掛金の額を算定する基準とすることができるとされているが、成果ポイント（賞与のように、各期の従業員の成果や企業の業績に基づいて付与されるポイント。もちろん、ポイントの付与方法については、客観的な基準をあらかじめ定め退職金規程等に定めておくが、一従業員についてみた場合、その年によって付与されるポイントは変動する可能性があることになるようなもの。）を基準給与とすることはできるのか。 あるいは、賞与込みの年収を１２で割った金額を基準給与とすることはできるのか。つまり、年ごとの上下変動が大きいような基準給与は認められるのか。認められないとする場合、どの程度の変動を大きいと考えればよいのか。	存続厚生年金基金、確定給付企業年金で認められているポイント制は可。また、賞与込みの年収を１２で割った金額を基準給与とすることも可能。 （参考）厚生労働省年金局長通知「確定給付企業年金制度について」 ※ポイント制を採用している場合における労働協約等に定められたポイントをいい、当該ポイントは次に掲げる要件を満たしていること。 ア　昇格の規定が労働協約等において明確に定められていること。 イ　同一の加入者期間を有する加入者について、最大ポイントの最小ポイントに対する割合に過大な格差がないこと。 ウ　ポイントは恣意的に決められるものでなく、数理計算が可能であること。	〃
56	〃	ポイント制の採用企業で、勤続年数１年は０Ｐ、２年は３０Ｐ、３年は５０Ｐ付与されるようなケースで、ＤＣの加入資格を勤続３年とした場合、代替措置として現金で１年の従業員には０Ｐ×Ａ％＝０円、２年の者には３０Ｐ×Ａ％＝○円を支給。この場合１年の者にも０円の相当な措置がなされているという理解でよいか。（Ａ％はＤＣの対給与掛金率）	０円は不可。定額と組み合わせる等の対応が必要。	〃
57	〃	ポイント制により算出した給与では、水準格差に何らかの制約は設けられるのか。	存続厚生年金基金、確定給付企業年金で認められているものは可。※No.55 参照	法３条３項７号 法令解釈通知第１－２（２）①

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
58	〃	退職金規程に定める給与（ポイント制を含む。）に一定率を乗じて算定される掛金の場合で、一定時期にその金額が拠出限度額を超過してしまうようなケースでは、その拠出限度額を拠出しつづけるという制度設計は認められるか。	規約で定めれば可能。	法３条３項７号 法令解釈通知第１－２（2）
59	〃	①ポイント制において給与を「資格別ポイント」とした場合、その一定率＝１００％としてＤＣ掛金を定めることは可能か。 ②また、「業績ポイント」を給与とみなすことは賃金規程等に規定されていれば可能か。	①可能。ただし、存続厚生年金基金、確定給付企業年金で認められている範囲でのみＤＣも認められる。 ②可能。	〃
60	〃	掛金算出の際に用いる基準給与に「賞与」を含めることは可能か。	可能。 例えば賞与が６月・１２月であれば、当該月の含まれる拠出期間の拠出金の算出基礎にしてもよい。また、１２ヶ月にならしてもよい。	〃
61	〃	例えば、A職種を加入対象外とし、B職種を加入対象とする制度で、B職種について「前払いとの選択制（全額前払い／全額確定拠出の二者択一）」とすることは可能か。	可能。（ただし、A職種には代替措置が必要。）	法３条３項７号
62	〃	基本給のうち２０万円までの部分については３％、２０万円超４０万円までの部分については２％というような段階的な掛金率設定は可能か。	不可。	〃
63	〃	基本給の３％プラス役職手当の５％というような給与種目別掛金の設定は可能か。	不可。	〃
64	〃	基準給与（法４条１項３号中の「給与」）として、厚生年金保険に用いられる標準報酬を適用できるか。	できる。	〃
65	〃	掛金の算定方法が２種類ある規約の策定は可能か。	不可。	〃
66	〃	掛金について ⑴　５５歳に達する月までは資格別ポイント×１００００×３０％ ⑵　５５歳に達する月の翌月ポイント×１００００×２５％ の組み合わせは可能か。	不可。 掛金の率は、加入から喪失まで定率でなければならない。	〃
67	〃	掛金を給与の一定率を乗じて決定するとした場合、毎年の昇給が遡及適用されるときの遡及期間に係る掛金は事前に昇給後の掛金としてよいか。	事前に昇給後の掛金とすることを規約に規定すれば可。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
68	〃	月の途中での採用、復職等による掛金は日割り計算となるか。	給与規程に規定があり規約にその旨定めれば日割り計算してもよい。	〃
68-1	〃	事業主掛金の額の算定を誤って、拠出区分期間に係る本来の事業主掛金の額を拠出することができなかった場合に、拠出すべきだった掛金額と拠出した掛金額との差額を次の拠出区分期間に係る掛金の額に上乗せする事業主掛金の額の算定方法を事前に定めることは可能か。	可能。ただし、事業主掛金の額を上乗せして拠出することができる拠出区分期間は、拠出すべきだった拠出区分期間と同一の企業型掛金拠出単位期間内である場合に限ることとし、上乗せして拠出する事業主掛金の額は、拠出すべきだった事業主掛金の額と同額とする算定方法でなければならない。	〃
69	〃	拠出区分期間については、企業型掛金拠出単位期間を等間隔の月数で区分した期間とする必要はないとの理解でよいか。	よい	〃
69-1	〃	連合型や総合型の規約の場合、実施事業所ごとに別表（別紙）にて異なる拠出区分期間を定めることは可能か。	可能。	法３条３項７号、７号の２ 法５条３項
70	〃	給与や賞与を減額して、その減額分をもって確定拠出年金の掛金とすることは可能か。	給与や賞与の減額の可否については、給与規程の問題である。 ただし、当該方法により掛金を拠出する場合は、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要がある。 なお、事業主掛金について事業主が拠出せず、給与から控除する等により加入者に負担させることは認められない。	法３条３項７号 法１９条１項 法令解釈通知第１－２（５）
		従業員への説明は、どのような事項を説明すべきか。	給与や賞与が減額されることで、社会保険・雇用保険等の保険料負担が軽減される可能性があることだけではなく、厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額や雇用保険の基礎手当日額等が引下げられること等により、これらを用いて算定される社会保険・雇用保険等の給付が減額する可能性があることを説明する必要がある。 なお、説明にあたっては、具体的な事例を用いて説明することが望ましい。	
70-1	〃	１２月から翌年１１月の間の途中で退職（資格喪失）した場合に事業主掛金を０円とする制度設計は可能か。	不可。加入者資格を喪失した場合は、喪失月の前月までの未拠出期間及び年間の事業主掛金の額を考慮し、不当に差別的でない掛金額を拠出する取扱いとしなければならない。	法３条３項７号 法令解釈通知第１－２（９）
71	〃	掛金の拠出の中断について、認められるケースと認められないケースの基準はあるのか。	掛金は、原則事業主が年一回以上、定期的に拠出するものであるが、給与が支給されておらず、合理的な理由があり、かつ、労使合意のうえ規約に明確に規定されているのであれば中断も	法３条３項７号

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			可能。	
71-1	規約記載事項（企業型加入者掛金）	「額」ではなく、給与の一定率といった「率」を複数設定することは可能か？例えば、①事業主掛金×N%、②算定基礎給与×N%	定率は不可。定額のみ。	法３条３項７号の２ 法令解釈通知第１－３（３）
71-2	〃	企業型掛金拠出単位期間に係る額として２種類のみの選択肢を設定することは可能か。	可。ただし０（ゼロ）円は選択肢に含まない。	〃
71-3	〃	事業主掛金が定額の場合で「事業主掛金額と同額」のみ設定することは可能か。	不可。拠出できる選択肢を複数用意する必要がある。 ただし、簡易企業型年金においては、拠出できる選択肢を１つとすることも可。	〃
71-4	〃	「複数の具体的な額」とあるが、複数設定したとしても、個人単位でみれば、限度額との関係で実態として一つの選択肢しかない場合や一つの選択肢も選べない場合も「複数」と見做してよいか。	可。限度額との関係で個人単位ではそもそも加入者掛金を拠出できない場合もあり、本件もやむを得ないものと思料。	〃
71-5	〃	マッチング拠出をする場合、事業主掛金の額と加入者掛金の額の比較はいつの時点で行うのか。	加入者掛金の拠出ごとに、企業型掛金拠出単位期間内でそれまでに拠出してきた加入者掛金の累積総額が、当該期間内でそれまでに拠出してきた事業主掛金の累積総額を超えないかどうか比較する。	法３条３項７号の２ 法令解釈通知第１－３（５）
71-5-1	〃	加入者掛金額は、企業型掛金拠出単位期間の全拠出区分期間につき指定する必要があるか。	必要がある。一部の拠出区分期間において加入者掛金を拠出しない場合は、当該拠出区分期間の額を０円と指定することもできる。。	〃
71-6	〃	①加入者掛金を、（１）令第６条第４号ハに該当する場合は、加入者掛金は事業主掛金と同額にする、（２）規則第４条の２第１号に該当する場合は、加入者掛金は令第１１条又は第１１条の２に定める拠出限度額から事業主掛金を控除したものとする旨を予め規約に定めておけば、事業主は加入者からの変更指図なく当該金額に変更することは可か。（当該金額は規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ないか？） 加入者掛金は令第１１条又は第１１条の２に定める拠出限度額から事業主掛金を控除した額を超えない加入者掛金選択肢のうち、加入者が選択した額とすることは可能か。 ②事業主掛金の額が引き下げられることにより、加入者掛金	①変更は可能であり、当該金額が規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ない。 ②規約に定めることにより、自動的に引き下げた加入者掛金額を翌拠出単位期間の同区分期間に適用することは可能。この場合、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき１回の変更にカウントされる。 また、事業主掛金の額が引き上げられたことにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えることとなる場合も同様の取扱いになる。	法３条３項７号の２ 法令解釈通知第１－３（６）

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		の額が事業主掛金の額を超えないように規約において自動的に加入者掛金の額を変更する場合、翌企業型掛金拠出単位期間では引き下げられた額が適用され、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき１回の変更にカウントされるのか。		
71-7	〃	前払い退職金（給与支払）とＤＣの事業主掛金が選択制の場合、加入者拠出できる額や変更の取扱いについて違いはあるのか。	加入者掛金について、選択制であるか否かによって取扱いに違いはない。	法１９条４項 令６条４号
71-7-1	〃	規則第４条の２第３号及び同条第４号における「加入者掛金の額を零に変更」及び「加入者掛金の額を零から変更」とは、「今後の拠出を零に変更」、「今後の拠出を零から変更」という理解でよいか。	よい。	令６条４号 規則４条の２ 法令解釈通知第１－３
71-8	〃	加入者掛金を給与から控除できない加入者の取り扱いについて、以下の①、②、③の取扱いは可能か。 ①加入者本人からの同意なく掛金を０円としてもよいか。その場合、企業型掛金拠出単位期間につき１回の変更に該当しないという理解でよいか。 ②加入者本人からの同意なく、控除可能な額としてよいか。その場合、企業型掛金拠出単位期間につき１回の変更に該当しないという理解でよいか。 ③別途加入者本人から事業主経由で掛金を拠出することは可能か。 ④給与額の不足等で給与控除できない場合、対象拠出期間の加入者掛金をゼロとし、翌拠出期間以降、給与控除できる状況となった際は、「企業型掛金拠出単位期間につき１回変更」に該当せず、加入者掛金を給与控除してよいという理解でよいか。	①規約に定めれば可。掛金をゼロ円とする場合は１回とカウントしない。 ②不可。 ③規約に定めれば可。但し、拠出月内に事業主が加入者から、掛金を受け取る必要がある（規約に定めることによって不可とすることもできる）。 ④よい。	法２１条の３　１項 法令解釈通知第１－３
71-9	〃	同一事業所で、就業規則等で定める職種等により加入者掛金の額に異なる選択肢を設けることは可能か。 例）	事業主掛金の額が職種等により異なっているのであれば可。	法３条３項７号の２ 規約記載事項７の２

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		総合職は月当たり 10,000 円、15,000 円、20,000 円からの選択制、一般職は月当たり 5,000 円、10,000 円、15,000 円からの選択制		
71-10	〃	休職（無給）になっても事業主掛金が中断されない規約において、加入者掛金は任意で止めることができるのか（賃金は無給で、給与天引きする原資がない）。また、これも企業型掛金拠出単位期間につき１回の変更にカウントされるのか。 仮に払い続ける場合、事業主が立替をし、別途会社に納付するという方法を取ればよいのか。	停止することは可能。マッチング拠出を停止（やめる）する場合は１回とカウントしない。再開も同様。 立替は義務ではないが、もし立替をした場合には、事業主は拠出月内に加入者から、立替えた資金を受け取る必要がある。	法２１条の２　１項
71-11	〃	拠出中断事由に該当することにより事業主掛金が拠出されない場合には、加入者掛金も拠出することができないことになるのか。	加入者掛金を拠出することは可能だが、加入者掛金の額と事業主掛金の額の比較について注意が必要。 ※71-5 も参照。	法４条１項３号の２
71-12	〃	①加入者掛金を当該拠出期間内の給与から控除することは認められていないが、加入者掛金を当該拠出期間の翌月の給与から控除できなかったときは、事業主が立て替えて加入者掛金を拠出の上、その翌月の給与から控除することは問題ないか。 ②加入者掛金を控除できる「給与」は、事業主から労働の対価として支払われる現金報酬と理解し、明細等への明記等他の法的要件を満たしていれば、いわゆる「賞与」からも控除可能と理解してよいか。	①不可。 ②よい。	法２１条の３ １項
71-13	〃	規約等で「加入者掛金拠出と事業主掛金拠出の合計額を資産管理機関に納付をすること」を定めてもよいか。	原則的にはそう定めるものと思料	法２１条の２
71-14	〃	事業主掛金増額により加入者限度額が増額する場合、あわせて加入者掛金額が自動的に増額することはなくても、差し支えないか。	差し支えない。事業主掛金が増額したことにより加入者掛金額の届出額を増額する場合、加入者の意思に基づき企業型掛金拠出単位期間につき１回の変更により増額することとなる。	法２１条の２　１項
71-15	〃	中断（加入者掛金の０円選択）と停止（マッチング未実施）は別との認識でよいか。	停止・中断という概念は無い。加入者掛金の額が０円の場合は、すべて停止（マッチング未実施者）とする。	〃
71-15-1	〃	１２月から翌年１１月の間の途中に加入者資格を喪失した場合は、事業主掛金と同様、加入者掛金についても資格喪失時に拠出が必須との理解でよいか。	加入者掛金については加入者の任意の拠出となる。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
71-16	〃	「加入者掛金の額の決定又は変更方法」について、加入者の任意による中断や再開は可能か。可能な場合、令第６条第５号に定める「企業型掛金拠出単位期間につき１回の変更」に該当するのか、あるいは該当せずに、いつでも対応できるのか。	可能。 なお、加入者掛金の拠出を停止、再開する場合は企業型掛金拠出単位期間につき１回の変更とカウントしない。なお、規約で定めれば再開できる月を企業型掛金拠出単位期間につき１回以上の特定月とすることは可。	〃
71-17	〃	加入者掛金の拠出区分期間が事業主掛金の拠出区分期間と一致している必要はないとの理解でよいか。	よい。	法４条１項３号の２ 法令解釈通知第１－３（6）
71-18	〃	加入者掛金を開始する場合の手続きを規約で定めるとあるが、募集期間や申出期限等のスケジュールまで記載する必要があるのか。 たとえば、「加入者等は毎年N月までに事業主に申し出ることによりＮ＋２月から加入者掛金を拠出することができる」という程度で問題ないか。	本人の意思が確実に伝わる必要があることから、書面等で確実にその意思を把握できるようにする必要がある。	法３条３項７号の２ 規約記載事項７の２
71-19	〃	加入者掛金拠出の新規導入時期に加入者掛金を設定するが、翌年以降は、導入時期と異なる時期を変更期間とすることは可能と理解してよいか。	よい。	〃
71-20	〃	加入者掛金の拠出区分期間を変更する場合、加入者掛金の額と同様、企業型年金加入者が１２月～翌年１１月までの間で１回に限り変更が可能という理解でよいか。	よい。(規約において拠出区分期間の変更が可能である場合に限る。)	〃
71-21	〃	「加入者掛金の拠出を開始する場合の手続き」について、規約へは「担当部署に申し出る」という記載として、詳細は、企業内にて別途定めるという取扱いは可能か。	可。	〃
71-22	〃	「加入者掛金の決定及び変更の方法」について、詳細は企業の退職金規程等に定めて、規約には引用条文のみを記載する取扱いとしてよいか。（事業主掛金と同様の記載方法とする）	可。	〃
71-23	〃	新入社員で加入と同時に加入者掛金拠出を申し込み、その後１年たたないうちに、企業型掛金拠出単位期間のうち、規約で定めた加入者掛金変更タイミングが来た場合は、変更可能と理解してよいか。	開始は変更に該当しないため、よい。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
71-24	〃	掛金変更時期を企業型掛金拠出単位期間につき１回と定めた場合、それ以外の時期に入社した者について、次回変更時期まで加入者拠出を認めないとすることは可能か。	変更時期を規約で定めていれば可。	法３条３項７号の２
71-25	〃	加入者掛金の拠出を認める対象を、実施事業所内の一定の職種、一定の勤続期間、一定の年齢により区分してよいか。	不可。事業主掛金が拠出される者は全員加入者掛金拠出の対象者。	法１９条３項 法令解釈通知第１－３（7）①
71-26	〃	令第２条の「個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分」の計算方法は、 （個人別管理資産額の合計）×（事業主掛金総額）／（事業主掛金総額＋加入者掛金総額＋他の企業型年金に係る資産管理機関又は国民年金基金連合会からの移換額＋厚生年金基金、確定給付企業年金又は企業年金連合会からの脱退一時金等相当額等＋適格退職年金制度、退職金制度等からの移換額）として問題ないか。	規約で定める事項であり、労使で協議のうえ決定するもの。ただし、加入者掛金を拠出しているにも関わらず、加入者への返還額が０円とならないよう配慮する必要がある。	法２条１２項 法３条３項１０号
71-27	〃	①掛金過入金等により還付が発生した場合、加入者掛金分の返還方法の制約はあるか。 ②事業主経由で返還して、給与とあわせて支給することで問題ないか。	①ない。 ②問題ない。	法３条３項７号の２
71-28	〃	脱退一時金の適用要件は、個人拠出も含めた全額で判断するということは個人拠出額の上乗せで要件以上の残高になったら脱退一時金対象外となるという理解でよいか。	よい。	法２条１２項 法附則２条の２ 法附則３条
71-29	〃	マッチング拠出実施後は、加入者の個人別管理資産はどのように管理されるのか。	マッチング拠出実施後は、運用から給付まで一体の個人別管理資産として管理される。	法２条１２項
71-30	〃	拠出限度額の管理は事業主が行うという認識でよいか。	よい。	法２０条
71-31	規約記載事項（個人型年金同時加入）	①企業型年金加入者が個人型年金加入者となるにあたって、既に企業型年金で契約している運営管理機関と異なる運営管理機関と契約しても差し支えないか。	①差し支えない。	法３条３項７号の３
		②差し支えない場合、１加入者において、２以上の記録関連運営管理機関が記録を管理することも可能ということか。	②そのとおり。	
71-32	〃	企業型年金加入者掛金の拠出を可能としている企業Ａと、企業型年金と個人型年金の同時加入を可能としている企業Ｂが	左記の例による企業合併の場合、合併後の企業Ｃにおいて、必ずしも規約を１つにする必要はない。ただし、その場合は、各	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		合併し、企業Ｃとなる場合、合併後の企業型年金はどちらかの制度に合わせなければならないのか。	規約に該当する加入者を明確に区分しておく必要がある。	
71-33	〃	企業型ＤＣ実施企業において、規約に基づき一定の勤続年数に達していない、又は一定の年齢以上であるため加入できない者や、加入資格を有したが、加入を希望しなかった者について、 ①企業型規約で個人型ＤＣへの加入を認めていない場合でも、個人型年金に加入可能か。 ②個人型ＤＣ加入可能となる場合、個人型年金の拠出限度額は以下の認識でよいか。 ・確定給付型年金の加入者の場合：月額1.2万円（年額14.4万円 ・企業年金制度の対象者でない場合：月額2.3万円（年額27.6万円）	①そのとおり。 ②そのとおり。	法３条３項７号の３、６２条１項 令３６条
71-34	〃	①複数の実施事業所が１つの企業型ＤＣを実施している場合、それぞれの実施事業所ごとに、 ・事業主掛金のみ拠出（マッチング、個人型ＤＣなし） ・事業主掛金と加入者掛金を拠出（マッチングあり、個人型ＤＣなし） ・事業主掛金のみ拠出（マッチングなし、個人型ＤＣあり） のいずれかを選択できるということか。 ②また、上記が正しい場合、上記に係る規約変更は、掛金拠出の変更にかかる実施事業所のみにおいて規約変更の同意を得れば良いか。	①そのとおり ②そのとおり ※規約変更の内容が、全ての実施事業所に係るものでない場合であって、規約において、あらかじめ当該変更に係る事項を定めた上で全事業所の同意を得ている場合は、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同意があったものとみなすこととされていることから（法５条３項）、この場合においては、実施事業所単位で選択可能であり、実施事業所単位での同意で可能。	法３条３項７号の２、７号の３、５条３項
71-35	〃	企業型規約において個人型に同時加入可能であることを定める場合、企業型年金加入者に対しての拠出限度額は、個人型に加入していないものも含め、個人型年金同時加入可能者に対する限度額が適用されるのか。	そのとおり。	法３条３項７号の３ 令１１条
71-36	〃	企業型ＤＣ加入者が個人型ＤＣに加入する場合、マッチング拠出のように、事業主掛金の額による制限はないか。	ない。	法３条３項７号の３
71-37	〃	企業型ＤＣ加入者の個人型ＤＣ加入を認める場合、希望者全員に個人型ＤＣへの加入を認める必要があるか。（企業型ＤＣ	個人型ＤＣ加入の可否については、実施事業所単位で規約に定める必要がある。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		規約で、職種、勤続年数等により範囲を制限することは可能か)	その上で、個人型ＤＣ加入を認める実施事業所の場合、当該実施事業所内における個人型ＤＣに加入可能な加入者の範囲を制限することはできない。	
71-38	〃	企業型ＤＣ加入者が個人型ＤＣに加入する場合、事業主があらかじめ個人型ＤＣの運営管理機関を選定し、その中から選択させることは可能か。	不可。	法３条３項７号の３、６０条
71-39	〃	マッチング拠出を導入している企業型ＤＣの加入者は、本人が加入者掛金を拠出していない場合でも、個人型ＤＣには加入できない（加入者個人が「企業型ＤＣのマッチング拠出」か「個人型ＤＣ加入」を選択できず、事業所単位での選択になる）という理解でよいか。	よい。	法３条３項７号の２、７号の３
71-40	〃	６０歳以上の企業型年金加入者についてもマッチング拠出を行うことは可能か。	可能。	法１９条３項
72	規約記載事項（運用方法の提示）	①運用商品の範囲として具体的商品名を示す場合は、運営管理機関に選定提示業務を委託しない場合に限られると考えてよいか。 ②運営管理機関に選定・提示を委託する場合に具体的商品名を示すことが可能であれば、選定提示を委託された運営管理機関は商品選択の選択肢をなくすことになるため、商品選択についての責任は著しく軽減される、または責任はないと考えてよいか。	①よい。 ②規約により運用商品の選定・提示の責任の所在を明らかにする必要がある。	法３条３項８号
73	規約記載事項（運用の指図）	Ａ規約では「事業主を経由して、運営管理機関に運用の指図を行う」とされているが、事業主を経由すれば、加入者がどのような商品購入を行っているか把握できることとなり、不要な情報提供を事業主に行うことになるのではないか。	規約に規定されていれば可。	〃
74	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
75	規約記載事項（給付の額）	実際のその年における個人別管理資産の額が、個人別管理資産の予想額の半分以下となったかどうかを判定する場合、予想額は運用利回りを何％と想定した場合の予想額となるのか。	個々の運用商品の予定運用利回りによる。	法３条３項９号 規約記載事項９

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		個人別管理資産の予想額は、利息を含むのか。利息を含む場合、利息計算については、特段の定めはなく、予め規約に定めた合理的な計算を行えばよいのか。	利息を含む。 利息計算についての定めはないので合理的計算によること。	〃
76	規約記載事項（事業主返還）	事業主掛金を事業主に返還することが可能とされる年数は、制度加入３年未満ではなく、勤続期間が３年未満という理解でよいか。	勤続期間が３年未満を指す。（使用された期間が３年未満のこと。）	法３条３項１０号
77	〃	勤続期間が３年以上の場合において、懲戒による解雇でも事業主掛金の返還が認められない理由は何か。	ＤＣは一旦個人に出されたものは、個人の持分として運用される年金制度であり、企業における懲戒とは別のものである。	〃
78	〃	勤続３年未満の加入者に係る事業主返還について、当該加入者に拠出された事業主掛金だけでなく、退職一時金等の既存の制度からの移行に伴う移換金についても事業主は返還を求めることは可能か。	不可。	法３条３項１０号 令２条
78-1	〃	令２条２号ならびに法１１条６号により、６０歳に到達して資格喪失及び継続再雇用された場合には、事業主返還は「できない」との理解でよいか。	よい。	法１１条６号 令２条２号
78-2	〃	規約において、資格喪失年齢を６３歳と定めた場合、以下のケースにおいては、事業主返還ができるか。（いずれのケースも勤続年数が３年未満の場合） ①６０歳到達日に退職する場合 ②６１歳到達日に退職する場合 ③６３歳到達日に規約の定め（法第１１条第６号に該当）により資格喪失する場合	①及び②については、法第１１条第２号に該当する場合（退職を事由とする場合）は可能。③は、不可。 なお、規約に定めることにより、６０歳以上の継続再雇用者には事業主返還を求めないことも可能。	法３条３項１０号 令２条２号
78-3	〃	６０歳継続再雇用後に「退職」による事業主返還に該当した場合、事業主返還額計算に用いる「資産」は再雇用後の資産のみであるが、「勤続期間」は再雇用前の期間を含むとの認識でよいか。	よい。返還の対象となる金額は、継続再雇用の場合は、再雇用後の金額とする。 なお、返還の対象となる「再雇用後の金額」とは、「再雇用の資格取得日が属する月分として、その翌月末日までに納付される分を始期とする掛金」となる。	法３条３項１０号
78-4	〃	事業主返還の返還対象資産が「継続再雇用」後の拠出分である場合、加入者の資産を「再雇用」前後で切り分ける必要があるが、切り分け方法として、「再雇用」前後の掛金累計の比率を求め、それにより現在の資産（元本部分＋運用収益部分）を按分する方式でよいか。	よい。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
79	規約記載事項（事務費負担）	法２２条に係る措置（いわゆる投資教育）について、基本的には当該事務費は事業主が全額負担するものと想定、とあるが、加入者等に負担させる旨の規定は一切認めないということか。	基本的にはそのとおり。	法３条３項１１号 規約記載事項１１
80	〃	算定方法とは「計算方法」のことで、その事務費の額の根拠とは違うという解釈でよいか。	よい。	法３条３項１１号 法令解釈通知第１－４
81	〃	法令解釈通知第１－４（４）の法２５条４項に係る措置に要する費用については、投資信託の場合には、販売手数料などの売買に係る手数料等を想定していると思われるが、ファンドの内枠で徴収される信託報酬や信託財産留保額等の負担方法を規約に記載する必要はないと解してもよいか。（信託報酬等については、情報提供の中で説明すべき事項と思料する。）	加入者負担となることを規約に規定する必要がある。	〃
82	規約記載事項（その他）	令３条に規定する「運営管理業務の委託に係る契約に関する事項」、「資産管理契約に関する事項」、「企業型年金の事業年度に関する事項」とは具体的に何を記載すればよいか。	委託契約の概要を規約に規定する。 事業年度については、１年度の始期と終期を規定する。	法３条３項１２号 令３条
83	〃	存続厚生年金基金、確定給付企業年金等からの資産の移換に関する事項の中で、（３）個人別管理資産に充てる移換額とあるが、個人別管理資産に充てる移換額の合計額という理解でよいか。	移換額の計算方法である。	法３条３項１２号 令３条４号 法令解釈通知第１－５（３）
84	〃	規約に記載する「通算加入者等期間に算入すべき期間の範囲」とは、個人毎に記載する必要はなく、例えば、「退職手当規程に定める勤続期間のうち、企業型年金への個人別管理資産移換日以前のもの」といった記載でよいか。	よい。	法３条３項１２号 令３条４号 法令解釈通知第１－５（４）
85	規約記載事項（簡易企業型年金）	簡易企業型年金の実施要件である企業型年金加入者の資格を有する者の数が 300 人以下であることについて、２以上の実施事業の事業主が同じ場合、それぞれの実施事業所の企業型年金加入者の資格を有する者の数が 300 人以下であればよいか。	事業主が同一である全ての実施事業所の企業型年金加入者の資格を有する者の数の総数が 300 人以下である必要がある。	法３条５項 法令解釈通知１－８
85-1	〃	簡易企業型年金を実施している場合であって企業型年金加入者が 300 人を超えたときは、当該企業型年金は終了しなければならないのか。	将来に亘って恒常的に 300 人を超えることが見込まれるときは、企業型年金規約を変更し、通常の企業型年金に移行する必要がある。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
85-2	〃	簡易企業型年金を実施している場合であって企業型年金加入者が300人を超えているかの確認は、どのように行うのか。	毎年、事業年度終了後３月以内に地方厚生（支）局に提出する事業報告書（規則第７号様式）の「４．厚生年金保険適用者数」により確認する。	〃
85-3	〃	簡易企業型年金を実施しようとするときに企業型年金規約の承認申請書に添付する書類である簡易企業型年金の実施要件に適合することを証する書類とは、何を添付すればよいか。	年金事務所が交付する「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」又は年金事務所に提出する「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の総括表の写し（年金事務所の受付印が押印してあるものに限る。）等が考えられる。	〃
85-4	〃	簡易企業年金を実施する複数の事業主により、１つの規約（総合型規約）のもと簡易企業年金を実施することは可能か。 また、総合型規約において、通常の企業型年金と簡易企業型年金を併存させることは可能か。	総合型規約により簡易企業型年金を実施することは可能。 総合型規約において、通常の企業型年金と簡易企業型年金を併存させることは不可。	〃
86	承認の基準等	事業主は承認を受けた規約を第一号等厚生年金被保険者に周知させなければならないが、運営管理機関が事業主から業務を受託した場合、運営管理機関は必ずしも事業主の規約周知の事実の文書を残す必要はないという理解でよいか。	よい。周知業務は事業主の義務。 （運営管理業ではない。）	法４条３項
87	〃	企業型年金規約には、各企業が各々の基準給与により掛金を算出した額が拠出限度額を超えた場合にはその額を上限とする旨を規定しているが、この額を拠出限度額の実額ではなく、「政令で定める額」等と規定し、今後、拠出限度額の変更があるごとに規約変更しなくてもいいようにしたいが可能か。	可能。ただし、本来、規約は加入者等がその内容を見ただけで明確に認識できる必要があることから、拠出限度額を「政令で定める額」等とした場合には、加入者等に対して額の周知を図るよう努めることを規約に記載することが必要。また、拠出限度額が下がることもあり得ることから、その点も含み置くことが必要。	〃
87-1	〃	法４条４項の規定に基づく企業型年金規約の備置きに代える「電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるとき」の具体的な方法として、運営管理機関が提供する加入者専用ウェブサイトにおいて、当該加入者に係る企業型年金規約が掲示されている場合も備置きに代わるものと理解して問題ないか。	法４条４項において「事業主は、…事業所ごとに備え置き…閲覧させなければならない」と規定されており、加入者専用ウェブサイトは当該規定と適合しないと考えられるため、備置きに代えることはできない。	法４条４項
88	〃	複数事業主が実施する企業型年金規約において、企業が規約に加入するに当たって要件を設けることは可能か。	規定された要件が不当と判断されないものであれば可能。 【認められる例】 ・○○県に限る、職種に限る、グループ会社に限る、存続厚生	法５条３項

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			年金基金の総合型、連合型の加入要件	
89	規約の変更	複数事業主が実施する企業型年金規約において、一つの事業所のみに係る規約記載事項の変更については、他の事業所の労使合意を不要とできないか。	規約変更の内容が、すべての実施事業所に係るものでない場合であって、規約において、あらかじめ当該変更に係る事項を定めた上で全事業所の同意を得ている場合は、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同意があったものとみなすことは可能。	〃
90	〃	あらかじめすべての実施事業所に係るものでない規約変更に係る事項を規約に定めている場合は、当該変更に係る実施事業所以外の事業所についても同意があったものとみなすことができるとされているが、この適用を受けない事項はあるか。	当該変更に係る実施事業所以外の事業所のみなし同意の適用を受けない事項は、運営管理機関や資産管理機関の変更、代表事業主の変更等の重要な事項と考えられるもの。	〃
91	〃	ある企業が、既にその他の複数の企業により共同実施されていたＤＣに、後から参加する場合、その共同実施されているＤＣでは既に運営管理機関、資産管理機関が選定されていることから、その後から参加しようとする企業は、既に選定されている運営管理機関等を前提にその規約に参加し、ＤＣを実施する旨を労使合意すればよく、通常、ＤＣの実施時に必要とされる、運営管理機関等の選任プロセスは不要であり、したがって、規約承認の際に求められている運営管理機関の選任理由書も不要という理解でよいか。	よい。	法５条１項
91-1	〃	規則５条１項において、「(事業主の増加に係る場合を除く。)」という箇所が削除されているが、施行後は、事業主の増加にかかる場合も、承認申請ではなく届出で規約変更できると解してよいか。	名称及び住所（又は所在地）については、事業主（又は事業所・船舶所有者）の増加に係る場合であっても、ＤＣ法施行規則５条１項５号（資産管理機関の名称及び住所）等の取扱いと平仄を合わせて、届出で規約変更できるようにすることを企図したものであり、名称及び住所（又は所在地）以外に「軽微な変更」に当たらない変更を伴う規約の変更なのであれば、これまでと同様に審査・承認を行うことが必要となる。	規則５条１項
91-2	〃	事業所（事業主）の追加による事業所（事業主）名の変更で、軽微な変更とみなせるのは、どのような場合か。	事業所（事業主）が増加となり、軽微な規約変更となるケースについては、規約本文で完結し、別表や別紙を参照していない規約という前提で、同一の制度内容で追加する場合となる。例えば、 ①企業型年金に加入していた企業の支店や工場が事業拡大により複数に別れ、新たに厚生年金の適用事業所となる場合や、同	規則５条１項

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			じ企業グループ内の既存の厚生年金適用事業所に加入者が転籍する場合（規約に新たな事業所として追加）のほか、 ②既存の企業型年金に新たな事業主を追加する場合（既存の規約の内容にそのまま参加し、規約に新たな事業主として追加）等が想定される。 なお、加入者を限定していない（＝厚生年金適用事業所に加入者は全員加入）場合、事業主掛金の拠出中断を行っていない場合、事業主掛金は定額で規約に記載されている場合等、規約の審査が必要ない場合（規約本文で完結し、別表や別紙を参照していない規約という前提で、同一の制度内容で追加する場合）に限られる。	
91-3	〃	「第１号等厚生年金被保険者」のような文言の変更については、 ①既存規約の文面にも当該変更を反映させる必要があるか。 ②必要な場合、どのようなタイミングで修正すべきか。	①反映させる必要がある。 ②遅滞なく修正する必要があり、平成29年１月以降に申請・届出する規約については、厚生局でも修正されているか確認することになる。 なお、当該文言変更については、規則５条１項１８号に該当する。	規則５条１項１８号
92	規約の変更（軽微な変更）	法６条に規定されている「遅滞なく」とはどれくらいの期間をいうのか。	概ね２週間程度。	法６条
93	〃	複数事業主が実施する企業型年金規約において、代表事業主の変更についても軽微な変更として取扱い、あらかじめ規約にその旨記載することにより当該変更に係る実施事業所以外の事業所の同意は不要とすることは可能か。	代表事業主は、規約変更の申請を行う等、確定拠出年金制度の実施の根幹を担っており、軽微な変更とすることはできない。 この点、各実施事業所における事業主の変更の取扱いとは異なるため、留意されたい。	〃
94	〃	規約の変更は全ての事項について労使合意が必要か。	企業型年金を実施する適用事業所の事業主の住所、企業型年金が実施される適用事業所の所在地、運営管理機関及び資産管理機関の住所等の特に軽微と認められる事項については、労使合意は必要としない。	〃
94-1	〃	届出が不要である規約変更が必要な事実が生じた場合、次回の規約変更の承認申請又は届出に併せて規約を変更すればよいか。	規約変更が必要な事実が生じた場合は規約を変更し、変更内容を企業型年金加入者等に周知する必要がある。	規則７条の２
94-2	〃	事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地に	事業主及び実施事業所の「名称」の変更は届出が必要。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		ついて、市町村の名称変更等に伴う変更が、届出不要とされているが「名称」の変更も届出が不要であるとの理解でよいか。	届出が不要となるのは、市町村の名称変更等に伴う事業主の「住所」又は実施事業所の「所在地」の変更のみ。	
95	運営管理業務の委託	運営管理業務の再々委託は可能か。	不可。	法７条
96	〃	複数の企業によりＤＣを共同で実施する際、運営管理業務もその企業により共同で実施することは可能という理解でよいか。その場合には、仮に、その中の代表的な企業が事務の取りまとめ等主導的な役割を果たしているとしても、共同で運営管理業務を実施している以上、その主導的な役割を果たしている企業に運営管理機関登録は求められないという理解でよいか。	自社以外の者に運営管理業務を行う場合は登録が必要。	法７条１項
96-1	〃	運用の方法の選定及び提示を行う運営管理機関等と、指定運用方法の選定及び提示を行う運営管理機関等は同一でなければならないか。例えば事業主が片方だけ委託することはできないか。	運用関連業務の全部または一部を、一又は複数の確定拠出年金運営管理機関へ委託することは可能。	法７条１項
97	〃	個人別残高の通知業務を行う運営管理機関が、運用指図に必要な残高情報を提供した上で運用指図を受け、それを実際取りまとめ業務を行う記録関連運営管理機関にそのまま通知するということは、当該運営管理機関（運用指図を受けてそのままＲＫに通知する運営管理機関）は運用指図の取りまとめ業務を行っていない（郵便配達人と同じ）ことから、同業務を一の運営管理機関（ＲＫ）において行っていることになり、可能か。（ペーパー・コールセンター・ＷＥＢとも）	可能。	法７条１項 令７条１項２号
98	〃	事業主が運営管理業務を委託する時は、企業型年金規約の作成又は変更に関する相談助言その他運営管理業務の実施に必要な事務を委託することができる旨、令７条２項に規定されているが、これは、各業法に関わらず、金融機関等がこれらの事務を受託できるように手当てされたという理解でよいか。	運営管理機関は各業法に関わらずこれらの事務を受託できる。	法７条１項 令７条２項
99	運営管理業務の委託 （勧誘方針）	運用関連運営管理業務にかかる「勧誘方針」の公表方法について、掲示又は閲覧に供すべき「営業所等」は、運営管理機関の登録の際に確定拠出年金運営管理機関に関する命令の様式第一号に記載する「営業所」という理解でよいか。	よい。	法７条１項 令７条１項

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
100	〃	運営管理機関は、確定拠出年金版の勧誘方針を既に定め公表している金融サービスの提供に関する法律上の勧誘方針と同一のものとする場合、⑴新たにそれを定める必要があるのか、⑵新たにそれを（金融商品販売法上の勧誘方針と並べて同じものを２つ）公表する必要があるのか。	⑴運営管理機関側で社内手続きを経て定める必要がある。 ⑵原則として必要。	〃
101	資産管理機関契約の締結	存続厚生年金基金が資産管理機関を行う場合、その基金を設立した企業以外の企業の資産管理を受託することは可能か。	ＤＣ法令上はそれを制限する規定はない。	法８条
102	〃	法８条２項において、正当な理由がある場合を除き資産管理契約の締結を拒絶してはならないとあるが、この場合の「正当な理由」とは何か。	例えば、信託業法に違反するような契約行為を事業主が強要する場合が考えられる。	法８条２項
102-1	企業型年金の資格喪失年齢引き上げ	資格喪失年齢の引上げの対象となる者は、どのような者か。	同一事業所において６０歳以前から継続して雇用されている者が対象である。	法９条１項
102-2	〃	雇用契約の終了日と再雇用契約の開始日が連続していない場合には、継続しているとはみなされないのか。	雇用契約の終了日の翌日（加入者資格喪失日）が属する月の同月に再雇用される場合は継続して雇用しているものとみなす。	〃
102-3	〃	資格喪失年齢が引き上げられたＤＣを実施している企業Ａ・企業Ｂが合併（企業Ａが存続）した場合において、企業Ｂで加入者であった６０歳以上の者は、企業Ａでも継続して加入者となれるか。	加入者となれる。	〃
102-4	〃	６０歳時点で雇用主が関連会社に切り替わるケースにおいても、同一の企業型年金規約が適用されることを条件に、６０歳以降も加入者資格を認める取扱いは可能か。	不可。同一の規約内の範囲で認めることとすると、単なる転職等の場合が含まれた場合について制度的に排除することが困難であるため、同一事業所に限ることとしている。	〃
102-5	〃	継続再雇用に伴う加入者資格取得に対する企業から記録関連運営管理機関への通知はどのように行う必要があるか。	継続再雇用者の場合は拠出の連続性を担保するため、資格喪失と資格取得を同時に企業から記録関連運営管理機関へ通知することが望ましい。	〃
102-6	〃	規約変更時点で６０歳未満の加入者が、６０歳に到達した際に加入者とならないことを選択することは可能か。	不可。定年延長、勤務延長、再雇用にかかわらず必ず加入者となる。	〃
102-7	〃	６０歳以上の者であっても、６０歳に達した日以後引き続き事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者のうち、その実施事業所で実施していた他制度資産の移換を受けたものについては、一定の要件を満たせば、ＤＣへの加入が認められる	本人の選択を認める旨規約に定められていれば、本人が任意に選択可能。	令９条の２

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		とのことだが、必ず加入しなければならないのか。		
102-8	〃	資格喪失年齢引上げのための規約変更を行った時点で運用指図者である者（老齢年金受給中の者を含む）については再加入のうえ拠出を行うことが認められる一方で、既に老齢給付金を一時金で受給済みの者については再加入が認められないのはなぜか。	本規定は掛金の積み増しが可能な期間を延ばすことに主眼を置いたものであり、法令上、運用指図者（老齢年金受給中の者を含む。以下同様）が再加入して拠出を行うことが可能である旨は明示されていないが、運用指図者はＤＣ制度内に残っており、その後も資産の積み増しが可能であることから、これを認めている。 一方、老齢給付金を一時金で受給済みである運用指図者でない者については、既にＤＣ制度外の者となっており、通算加入者等期間の取扱いも老齢一時金請求時点で終了しているため、加入者になれない。	法９条
102-9	〃	資格喪失年齢を６０歳以上に上げている場合において、企業型は引き続き拠出し続け、個人型は６０歳到達により老齢給付金を請求することは可能か	可能。	法９条、２９条
103	資格喪失の時期	加入者が別の企業に出向した場合、当該出向者について、出向先の方で厚生年金保険等の社会保険料を支払っている場合、出向元の事業主が実施するＤＣの加入者資格を喪失してしまうのか。仮に、加入者資格を喪失するとしても、出向元との雇用契約が継続している限りにおいては、運用指図者として出向元のＤＣに止まることはできないか。	出向元のＤＣは喪失となる。 なお、運用指図者として出向元のＤＣに止まることはできない。	法１１条４号 法１５条１項
		また、ある企業の実施しているＤＣの加入者が労働組合の専従者になり、その者の報酬、社会保険料が労働組合から支払われることとなった場合にも、当該労働組合がその企業の実施事業所に入っていない限り、その加入者は加入者資格を喪失し、国民年金基金連合会への移換となるのか。	そのとおり。	
103-1	〃	資格喪失年齢が引き上げられ、かつ、職種ごとに異なる資格喪失年齢（正社員は６５歳、研究職は６２歳）が定められている規約において、６０歳以上の加入者が職種変更した場合、どのような取扱いとなるか。 ①６３歳の加入者が正社員から研究職に職種を変更した場合 ②６１歳の加入者が正社員から研究職に職種を変更した場合 ③６０歳以上の加入者が、年齢にかかわらずＤＣ適用除外と	①については変更後の職種の資格喪失年齢に該当した取扱い（法１１条６号に該当）とし、移換待機者とはならず、企業型年金運用指図者となる。 ②については加入者となる。 ③については、法１１条５号に該当し、移換待機者となる。 なお、法１１条３号及び４号に該当し、資格喪失した場合も移換待機者になる。	法１１条５号、６号

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		されている職種への職種変更により資格を喪失する場合		
103-2	〃	資格喪失年齢を引上げた規約において、規約に定める資格喪失年齢到達前であっても、自己都合退職を事由とした老齢給付金の支給を認めるとのことだが、通算加入者等期間を満たしていない場合は当該規約の運用指図者として留まることになるのか。	企業型年金の運用指図者として留まることも可能。また、６０歳以上の者の個人型年金への加入は認められないものの、個人型年金運用指図者として移行することも可能。	法１５条1項1号
104	加入者情報の通知	「退職手当制度が適用される者」の資格を取得した年月日とはどういう概念か。 （入社年月日か）	退職金規程に定めるところによる（具体的には、新入社員から退職手当の支給対象となれば、入社年月日となる。）	法１６条1項 規則１０条1項3号
105	〃	事業主は、給付支払いにかかる源泉徴収税額の計算に必要な事項を記録関連運営管理機関に通知するものとされているが、基金や確定給付企業年金の制度管理を行う信託銀行を通じて行わせることは可能か。	可能。	法１６条1項 規則１１条
106	〃	移換待機者（加入者資格を喪失した後、未だ資産の移換が行われていない者）が退職金等の支払を受けた場合は、誰が記録関連運営管理機関に対して通知する責務を負っていることになるのか。	元の事業主。	法１６条1項 規則１１条１０項
107	年単位化による掛金の拠出	年単位化施行後も施行前からの掛金の拠出の方法を変更しない場合、年単位化に伴い必ず規約を変更しなければならない事項はあるか。	企業型年金規約で定める日までに掛金を納付することとなったことから、当該納付期日を規約で定めていない場合にあっては、当該納付期日を定める規約変更の届出を行う必要がある。	法１９条1項、３項 令３条３号、４号
108	事業主掛金の拠出限度額	存続厚生年金基金の加入員で、加算部分非適用の者の企業型年金の拠出限度額はいくらか。	月額27,500円（年額330,000円）	法２０条 令１１条
109	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
110	事業主掛金の拠出限度額	企業の中で本人選択により他の確定給付型企業年金の対象とならない従業員がいる場合であって、個人型年金に同時加入できない規約としているときは、当該従業員について月額55,000円の拠出限度額による制度を設計することは可能か。	可能。	〃
111	事業主掛金の納付	法令上、掛金の納付は拠出期間の翌月末までに行う必要があるが、仮に企業担当者のミスや金額相違で資産管理機関への入金が拠出期間の翌月末を超えてしまった場合でも、該当拠出期間の掛金の拠出は一切出来ず、資産管理機関は、受領した拠出金を企業に必ず返金する以外ないのか。この場合、企業は	令第１１条の３の規定により納付期限日を延長した場合による拠出でない限り、該当拠出期間の拠出は不可。 返金するか、翌拠出期間の拠出分とする。 企業が返金された資金をどうするかは民事。	法２１条1項 令１１条の３ 規則１６条の２

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		返金された掛金をどう扱うのか。		
112	事業主の責務	特に、個人型の投資教育において、顧客の事情によって集合研修に参加できない加入者については、投資教育用資料を送付し、確認書等を徴求する形で投資教育は完了したと認められるか。	よい。	法２２条
113	〃	投資教育に使用する資料について、申請により公認（法が要請する要件を満たした資料である）等の手続きがとられることは考えられるか。	ない。	〃
114	〃	投資教育の担当者に必要な資格要件は何か。	法制上特になし。専門的知見を持った者がふさわしい。	〃
115	〃	制度を運営する上で「ＤＣプランナー」資格の必要性、或いは導入企業における資格の活用方法はどのようなものか。	ＤＣプランナーは民間資格。労使間でどうするか十分話し合っていただきたい。	〃
116	〃	投資教育における知識水準や理解度に応じた必要かつ適切な範囲について、これだけ行えば受託者責任を果たしたといえる具体的水準・内容はあるのか。	少なくとも法令解釈通知に示した内容は実施する必要がある。	〃
		新入社員や中途入社した社員等の新規加入者に対する投資教育は、どのような内容とするべきか。	原則として、新規加入者に対しても制度導入時と同等の投資教育が必要と考えるが、新規加入者に対しては説明が不要と考えられる内容（制度導入前の退職給付制度からの移行内容等）については、省略して差し支えない。	
		定年退職者に対しては、特にどのような内容について説明を行うべきか。	老齢給付金の請求手続き等について、十分に説明を行うべきである。具体的には、次の内容が挙げられる。 ・裁定請求は自らが行わなければならないこと ・受取方法（受給開始年齢、受給方法等） ・給付時の税の取扱い ・企業型と個人型に同時加入していた場合は、各々のＲＫで管理している記録を合算して、請求要件判定に用いること。 ・自ら裁定請求を行わなかった場合の取扱い（70 歳自動裁定）	
117	〃	労働組合等との話し合いにより、加入者により十分な知識を習得してもらう目的で制度開始前に行った投資教育を、制度開始後に事業主の努力義務として行うべき投資教育を前倒しで行ったものとすることは、制度開始後までの間に新たに加入対象者となる者に対して別途投資教育を行う前提であれば、問題ないか。	基本的には問題ない。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		法令解釈通知第３において、「当該投資教育を行う確定拠出年金運営管理機関及び企業年金連合会等」の「等」とあるのは、運営管理機関ではない業者が、事業主、国基連から委託を受けて情報提供業務を行う場合の当該業者を指しているという理解でよいか。つまり、ここで言う「いわゆる投資教育」は、運営管理機関以外の者でも行えるという理解でよいか。	よい。 金融機関は業法の規制あり。	法２２条 法令解釈通知第３－１（1）
118	〃	運用プランモデルを示す場合に提示運用方法に元本確保型の運用の方法が含まれているときは、元本確保型の運用の方法のみで運用するプランモデルも示す必要があるか。	提示運用方法に元本確保型の運用の方法が含まれているときは、元本確保型商品のみのプランモデルも示す必要がある。	法２２条 法令解釈通知第３－３（4）
119	〃	法令解釈通知第１１－１において「事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。」とあるが、「等」には、どのようなものが含まれるか。	加入者又は運用指図者となるための手続き等が含まれる。	法２２条 令４６条の２ 法令解釈通知第１１－1
120	事業主の責務（情報提供の具体的内容）	「確定拠出年金制度等の具体的内容」は、制度に関する一般的な内容でよいのか、それとも個々の企業の具体的な規約事項まで含んだ内容までカバーするのか。	一般的内容でよいが、個々の企業をカバーする内容ならなおよい。	法２２条 法令解釈通知第３－３
121	〃	「事業主、国民年金基金連合会、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容」において、どの程度まで記載、説明等をするのか。法令に記載のあるもの全てを記載せねばならないか。	全てを記載する。その上で丁寧に記載し、説明することが望まれる。	〃
122	〃	法令解釈通知にあるような「忠実義務」の内容のようなものまで記載するのか。	記載する必要はない。	〃
123	〃	「金融商品の仕組みと特徴」でいう金融商品とは、個々の企業に提示された具体的な提示商品ではなく、金融商品の一般的な説明だけでよいのか、提示された具体的な金融商品についての説明まで行うのか。	一般的な説明でよい。	〃
		前者の場合、記載された商品すべてを網羅した説明を行う必要があるか、それとも情報提供業者が適時選択可能なものか。また、具体的な提示商品に関する理解のための情報提供責務は運営管理機関が負う、ということでよいか。	すべてを網羅した説明が必要。 具体的な提示商品に関する理解のための情報提供責務は運営管理機関が負う。	
124	〃	運用プランモデルにおいて具体的な提示商品名まで示してよいか、それとも日本株１００％投信といった一般的な商品例	客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づき試算される資産配分を複数示す行為は推奨に該当しないが、投資対象	法２２条 法令解釈通知第３．

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		までに限定されるのか。	資産が同一のカテゴリに複数の商品が存在するにもかかわらず、そのうちの特定の商品のみを示す場合には、特定の商品の推奨に当たると考えられるため、不可。	３（４）、第３．５（２）
125	〃	法令解釈通知第３－３（３）①イの「確定拠出年金制度の概要」は一般的な解説であればよいか。その企業の個別の制度の解説まで含んでいないと解してよいか。	よいが、企業型年金規約の内容はそれとは別に周知する必要がある。	法２２条 法令解釈通知第３－３（３）①イ
126	事業主の責務（加入者等への具体的な提供方法等）	事業主や国民年金基金連合会から事務の委託を受けた運営管理機関が投資教育の説明会を開催する場合に、この業務は法２２条の委託であり、運営管理業務に該当しないため、商品営業を行う者でも中立的な説明を行えば説明することができるか。	運営管理業以外の業務は誰でもできる。（投資教育は運営管理業でないのでよい。）	法２２条 法令解釈通知第３－４（１）①
127	事業主の責務（資産の運用に関する情報提供と、推奨行為との関係）	複数の運用プランモデルの提示を行うのと同様に、投資教育セミナーなどで、各加入者にワークシートに基づき自分のリスク許容度を算定してもらい、自己のリスクリターン商品があっているのかワークシートで示すような行為は推奨に当たらないと解してよいか。	投資教育の範囲内の行為と考えられるため可。但し、特定の商品への運用指図を促すことに繋がらないよう留意して対応すること。	法２２条 法令解釈通知第３－５（２）
127-1	運用の方法の選定・提示	運用の方法の本数はどのように数えるのか。	令１５条１項の表の下欄に掲げる事項ごとに数える。	令１５条 規則１８条～１８条の５
127-2	〃	第４号施行日（2018（平成 30）年５月１日）前から提示している運用の方法１つを３分の２同意を得て除外した場合、運用の方法の数の数え方はどうなるのか。	除外した運用の方法は、提示する運用の方法から外れ閉鎖型となるため、運用の方法の数には含めない。	法２３条、２６条１項
127-3	〃	毎月募集型の公社債投資信託については、規則第１８条の３第１項第１号に基づき１本と数えるのか。 また、毎月募集型以外の公社債投資信託については、規則第１８条の３第１項第２号に基づき国際証券コードにより本数を数えるのか。	そのとおり。	規則１８条の３
128	〃	運用対象資産（国内株式、外国株式、国内債券、外国債券）が異なる投資信託は、「収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質」が相互に類似しないと解釈してよいか。	必ずしもよいとは言えない。 個々の投信ごとにリスクリターンの性質や内容をみて判断する。	法２３条２項

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
129	〃	運用対象資産（国内株式、外国株式、国内債券、外国債券）が複数（例えば国内株式と国内債券等）含まれる投資信託で、その資産毎の配分を変えることにより異なったリスクリターンを目指す投資信託は、「収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質」が相互に類似しないと解釈してよいか。	必ずしもよいとは言えない。 個々の投信ごとにリスクリターンの性質や内容をみて判断する。	〃
130	〃	運用対象資産（国内株式、外国株式、国内債券、外国債券）は同じであるが、投資対象銘柄（例えば国内株式の銘柄）の選択方法を変えることにより異なったリスクリターンを目指す投資信託は、「収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質」が相互に類似しないと解釈してよいか。	必ずしもよいとは言えない。 個々の投信ごとにリスクリターンの性質や内容をみて判断する。	〃
130-1	〃	元本確保型の運用の方法のみを選定・提示することは可能か。	不可。	法２３条２項 令１６条１項２号
130-2	〃	元本確保型の運用の方法同士でも収益の性質が類似していなければ、例えば期間や利率、商品特性等が相互に異なる定期預金を複数選定・提示してもよいか。	令１６条２項の元本確保型の運用の方法の区分以外から２以上（簡易企業型年金の場合１以上）提示した上であれば、元本確保型の運用の方法を複数選定・提示することは可能。	〃
130-3	〃	元本確保型の運用の方法を選定・提示することは必須か。	必須ではない。	法２３条１項
131	〃	例えば、銀行預金、運営管理機関が専門的知見から収益率の期待値及び分散が類似しないと判断したバランス型投資信託２本（投信協会分類上は２本とも株式投資信託（バランス型））で３つとカウントされるのか。	３つとカウントされる。	法２３条２項
131-1	〃	上記のバランス型投資信託２本と自社株ファンドで３つとカウントされるか。	カウントは３つだが、自社株ファンドは令１６条第１項第１号の区分であるため、選定・提示する運用の方法は、あと１本必要となる。	法２３条２項 令１６条
132	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
133	〃	商品提供機関である金融機関Ａ社は、当該金融機関に勤務する従業員の事業主として、当該従業員のために自社で確定拠出年金制度を導入し、その運営管理業務を行うこと自体は問題ないと思われるが、この場合、当該金融機関Ａ社の商品が当該従業員に対し選定・提示されることは問題ないか（Ａ社商品がＡ社従業員に販売されることによってＡ社が通常の利益を得ることは問題ないか。）。	事業主としての忠実義務の範囲内で、選定の合理的な理由があれば問題ない。	法２３条、２３条の２
		上記のケースで、別の商品提供機関Ｂ社の商品を提示した場	推奨の対価として受けとるのは問題がある。なお、推奨はして	

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		合、A社はB社から販売手数料を受領してよいか（A社はB社から推奨行為の対価としての手数料を受領してよいか。）。	はならない。	
134	〃	商品提供機関である金融機関C社が、当該金融機関に勤務する従業員の事業主として、当該従業員のために自社で確定拠出年金制度を導入するに際して、別の金融機関D社がC社の商品を選定・提示することは問題ないか（D社が法に従って商品選定を行った結果、たまたまC社の商品が選定されただけであれば問題ないか。）。	事業主としての忠実義務の範囲内で、選定の合理的な理由があれば問題ない。	〃
135	指定運用方法の選定	指定運用方法を加入者に選定・提示しないことも可能か。	可能。	法２３条の２
135-1	〃	指定運用方法として、複数の運用の方法を選定・提示することは可能か。	不可。なお、同一の運用会社で同一の運用方針であるターゲット・イヤー型は、複数であっても１つと数える。	法２３条の２ 令６条８号イ
135-2	〃	Ａという運用方法を６０％相当、Ｂという運用方法を４０％相当のように、複数の運用方法の組み合わせてもよいか。	不可。２つの運用の方法であり、１の運用方法ではない。	〃
135-3	〃	「利率保証期間（１０年）のある保険商品（ＧＩＣ保険）」は、単位保険口の保証期間（１０年）満了時に、それまでと同一の保証期間（１０年）の単位保険口が新たに設定され、自動的に運用が継続（自動更新）されるが、保証期間（１０年）満了時に満５５歳以上の場合に、（６０歳支給に向け、）普通保険約款の定めに基づき、自動更新時（運用の指図時点で満５５歳以上の場合においても同様）に利率保証期間５年（６０歳支給開始のため）の単位保険口が新たに設定された場合、当該ＧＩＣ保険は指定運用方法の要件である「一の運用方法」とみなせるとの理解でよいか。	普通保険約款等にあらかじめ定められており、５５歳時に保証期間が変わっても一連の保険契約であるため、１の運用方法と考えられる。	〃
135-4	〃	指定運用方法を変更したり、選定・提示自体を止めることは可能か。	可能。ただし、変更する場合は、改めて指定運用方法の選定のプロセスを踏む必要がある。	法２３条の２、令６条８号ロ、法令解釈通知第４－２（３）
135-5	〃	指定運用方法にターゲットデートファンドを設定した後、そのシリーズに異なるターゲットデートの個別ファンドが追加設定された場合は、指定運用方法の変更にはあたらず、労使合意・規約変更の必要はないという認識で正しいか。 【理由】	規約記載事項に変更がなければ、規約変更は必要ないが、指定運用方法の内容を変更することとなるため、労使協議は必要。	法２３条の２ 令６条８号ロ

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		ターゲットデートファンドは、異なるターゲットデートを設定した複数の個別ファンドをまとめて「一の運用の方法」と取扱われているため、異なるターゲットデートが追加等された場合でも、指定運用方法の変更には該当しないと考えられるため。		
135-6	〃	指定運用方法を変更する場合、変更前の特定期間中、猶予期間中の加入者には、変更前の指定運用方法を適用するのか。	猶予期間経過後の加入者には、変更前の指定運用方法が適用される。なお、猶予期間経過前の加入者には変更後の指定運用方法が適用されるが、再度、特定期間、猶予期間を経過する必要がある。	法２３条の２、２５条の２
135-7	〃	第４号施行日（2018（平成 30）年５月１日）前に「あらかじめ定められた運用の方法」を選択している者は、既に運用の指図を行ったものとして取り扱うため施行日後に納付した掛金についても、あらためて運用の指図を行わない限り継続購入に充てられる、という認識でよいか。	施行日前に「あらかじめ定められた運用の方法」を設定していた場合であって施行日前に既に当該商品により運用されている者については、引き続き当該商品で運用が継続される。	法２３条の２ 平成28年改正法附則５条２項 法令解釈通知４－２（５）
135-8	〃	第４号施行日（2018（平成 30）年５月１日）前の「あらかじめ定められた運用の方法」の取り扱いについて、施行日後に加入した者に適用することは可能か。	「あらかじめ定められた運用の方法」が適用されるのは、135-7 の場合のみ。	〃
136	運用の方法の選定・提示（損害賠償責任）	運用関連運営管理機関が事業主との間で契約締結すべき損害賠償契約は、両社の間で締結される運営管理契約（委託契約）の損害賠償規定の中に規定することで足るか。それとも、別途契約することが必要か。	企業型の場合の運用関連運営管理機関の損害賠償責任は、運営管理業務の委託契約とは異質なものとの理解から、施行令の規定も分けて１３条に規定している。ただし、法令上、別途契約しなければならないと定めているものではないので、「委託契約等」としてまとめるか否かは、最終的には各社の判断による。	法２３条、２３条の２ 令１３条
137	〃	元本欠損額の算定方法で、「当該企業型年金加入者等の行った運用の指図に係るもの」と限定している趣旨は何か。	「当該企業型年金加入者等の行った運用の指図に係るもの」に限ることで賠償すべき額を確定させているもの。例えば３つの商品で加入者が運用していたときに、そのうち１つの商品について情報提供が十分でなかったときは、その１つの商品についての元本欠損分のみ。	法２３条、２３条の２ 令１３条１項２号 令１３条２項
137-1	運用の方法の公表	除外された商品や繰上償還された投資信託は公表しなくてもよいか。	全ての事業主又は加入者等との関係で除外された商品（投資信託の繰上償還等法第２６条に規定する除外手続が不要な除外を含む。）は、公表不要。除外後に残高が残っていても同様。	規則１９条の３、５９条１項、運用の方法の公表イメージ
137-2	〃	現在の水準では手数料が高いこと等の理由により、今後加入	除外された商品を除き公表する必要がある。ただし、新たな加	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		者等に対しては積極的に提示する予定のない運用の方法もインターネット上に公表する必要があるか。	入者等に対しては選定・提示していない商品である場合にはその旨及びその理由（手数料が高い等）を、脚注等で示すこと。 なお、上記のような商品は、特段の事情がない限り、除外していくことが望ましい。	
137-3	〃	137-2 のような商品について開示する場合、備考等ではなく、現に新たな加入者等に対して提示している商品とは別のページに記載する等の階層化対応は可能か。	加入者等への利便性に配慮し、一段下のウェブページに一部の商品の一覧表を表示（階層化）することも可能。ただし、新たな加入者等に対しては選定・提示していない商品である場合にはその旨及びその理由（手数料が高い等）を示すこと。 なお、上記のような商品は、特段の事情がない限り、除外していくことが望ましい。	〃
137-4	〃	自社株ファンド等特定の事業主名が明らかとなる商品についても公表する必要があるか。	企業型における自社株ファンドは公表不要。 自社株ファンドでない場合は公表する必要があるが、ファンド名に特定の事業主の名前が入っている場合は、事業主の意向も踏まえつつ、事業主名を匿名化し、「A社」等として構わない。	〃
137-5	〃	運用商品の一覧表に表示すべき情報は何か。主な投資対象、インデックス型、アクティブ型の別、信託報酬、販売手数料があればよいか、各商品の概要や商品群全体の選定理由まで必要か。	少なくとも手数料を一覧できる形で表示する必要がある。また、商品のカテゴリ（投資対象資産や投資対象含む。）の記載は必要。 一方、上記以外の規則第２０条第１項各号の情報は、それぞれの項目からリンク形式や PDF 形式での掲載も可能。 なお、上記以外の情報についても加入者や加入を検討している者にとってわかりやすいよう追加で記載することは可能。	〃
137-6	〃	商品一覧の外部サイトへのリンクは手数料以外であれば可能との回答であるが、一覧表の作成そのものを運営管理機関が外部業者に委託し、当該業者のサイトに一覧表を置き、運営管理機関ウェブサイトに一覧表へのリンクを設けて、遷移させる（別ウィンドウがポップアップで表示されるイメージ）方法も認められるとの理解でよいか。	一覧表の作成そのものを外部業者に委託することは可能だが、運用の方法の一覧は運営管理機関の責任で公表する必要があることから、委託元の運営管理機関のウェブサイトに一覧表がなく、一覧表へのＵＲＬだけを記載するような取扱いは認められない。 なお、運用の方法の一覧作成を他の運営管理機関に委託している場合には、運用の方法の一覧は運用の方法を選定提示する委託元の運営管理機関の責任で公表する必要があることから、運用の方法を選定した委託元の運営管理機関のウェブページにその旨明示するとともに、委託先の運営管理機関のウェブページにおいても運用の方法を選定した委託元の運営管理機関を明示した上で、委託元の運営管理機関のウェブページからリンクを	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			設けることは可能。	
137-7	〃	信託報酬について、複数の料率体系がある場合や時期によって信託報酬が変わる場合、どのように信託報酬を記載すればよいか。	原則として全ての手数料を記載する必要があるが、最大の料率のみの記載でも差し支えない。	〃
137-8	〃	個人型年金において複数のプランがある場合、プラン毎に商品の表示を行うべきか。	プラン毎に分けてそれぞれで一覧できるよう表示すること。	〃
137-9	〃	受付金融機関は運用の方法の公表対象外という理解でよいか。	よい。ただし、受付金融機関に委託している運営管理機関の一覧表で受付金融機関を明示すること。	〃
138	運用の方法の選定・提示・情報提供	運営管理機関が加入者に対して運用の方法の提示・情報提供を行う場合には、どのような点に工夫したらよいか。	例えば、個人ごとの運用利回りを表記することや、図やグラフ等を用いて視覚的に分かりやすい情報表示を行うこと、インターネットやメールサービス等を活用して最新の情報を提供することなどが考えられる。	法２３条、２３条の２、２４条、２４条の２
		また、加入者等に対する運用の方法の提示・情報提供について、資料等の郵送又は電話・インターネットの活用等、直接には加入者等と接触しない方法により完結させることは、それが加入者等の利便性に照らし効果的であると考えられる場合は問題ないか。	加入者の利便性のみではなく、個々の加入者の立場、知識水準、ニーズ等を考慮しながら対応する必要がある。	
138-1	運用の方法等に係る情報の提供	提示する運用の方法の全体構成に関する情報とは具体的にどのような情報を想定されているのか。	例えば、各運用の方法の一覧だけでなく、運用の方法の全体の目的及びその目的を達成するための各運用の方法の種類と数並びにその運用の方法の構成とした理由、各運用の方法とリスク・リターンとの関係等が考えられる。	規則２０条１項 法令解釈通知第４－１
139	〃	運用方法に係る情報提供を行う運営管理機関が加入者等に対して提供するＷＥＢページにおいて、具体的運用商品の説明を各商品を提供する金融機関のＷＥＢページへのリンクにより行うことは、情報が誤っていた場合の責任が運営管理機関にあることを明示すれば、問題ないと考えてよいか。	よい。	法２４条、２４条の２
140	〃	生保については、給付方法として、給付期間中の運用の指図を要しない「終身年金」や「確定年金」を提供することを考えているが、この場合の年金額計算に使用する「予定利率」については、基礎数値の一つにすぎないことから、開示する必要はない（年金額を提示すればよい）という理解でよいか。	予定利率は必ず開示する必要がある。	法令解釈通知第５－１（４）
141	〃	金融商品の情報提供は書類の交付又は電磁的方法により行う	電磁的方法による情報提供については、メールでの送付の他、	法２４条、２４条の

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		こととされているが、この「電磁的方法」による場合、電子メールにより送付する又はＷＥＢページに掲載しその旨を告知することで足り、加入者等がダウンロードすることの確認までは求められないという理解でよいか。	提供する電磁的データを加入者等がダウンロードできる状況に置き、その旨をメール等で分かりやすく告知することで、通知したものとみなすことができる。	２ 法令解釈通知第５－１
142	〃	「保険料又は共済掛金の額」とあるが、「実際に払い込まれた保険料の額」をいうのか、それとも規則２０条１項１号ロの「資金の拠出の単位」のことを指すのか。	拠出の単位（毎月の保険料の額）のこと。	法２４条、２４条の２ 法令解釈通知第５－１（４）③
143	〃	「保険金額又は共済金額の算定方法」とは、「個人別管理資産額」のことを表していると解してよいか。	将来支給される保険金額の計算方法である。	法２４条、２４条の２ 法令解釈通知第５－１（４）④
144	〃	商品選定理由書、商品に関する情報提供について、イントラネット等による提供は可能か。	情報提供の手段として、イントラネットの活用は妨げていない。ただし、物理的にイントラネットによる情報提供を受けられない者は別途対応が必要。	法２４条、２４条の２
145	運用の方法に係る情報提供（加入者等に情報提供すべき過去１０年間の実績の内容）	運用方法に係る情報提供として、過去１０年間（取扱期間が１０年未満の場合は当該期間）の利益又は損失の実績を提供することとなっているが、過去１０年間の実績がない場合、運営管理機関の判断により参考となる商品の実績を提供することは、同項７号のその他運用指図を行うために必要な情報の提供として、問題ないと考えてよいか。 例：既存商品と同じ運用で報酬のみ異なる投資信託を新設する場合、参考情報として既存商品の実績を示すこと。	よい。	法２４条、２４条の２ 規則２０条１項２号、２項１号 法令解釈通知第５－２
146	〃	運用報告書の取扱いについて、法令解釈通知第５－１（３）において「目論見書」について記載されているが、商品の運用状況を説明する「運用報告書」については言及されていない。これは第５－２において「実績」の情報提供を行う旨定めているのであるから、あえて書面による交付は必要ないものとした、と考えてよいか。	よい。	法２４条、２４条の２ 法令解釈通知第５－２
147	〃	新規に発売する商品については実績がないため、当該項目は該当しないと解してよいか。	よい。	〃
147-2	〃	加入者への情報提供として「前月末から起算して・・・」とな	加入者への情報提供は、加入者の利益のため、できる限り直近	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		っているが、資料発注等のタイミングを考えると前月末の情報を把握することは実務的に厳しいため、他の方法で代用できないか。	のデータを提供する必要があるが、前月末のデータが用意ができない場合は、用意でき次第速やかに追って提供することで対応可能。	
148	運用の方法の情報提供	「書面の交付その他の適切な方法」として認められるのはどのような方法か。	営業職員が加入者等に対して、対面で運用の方法の情報提供を行う場合には、確定拠出年金法施行規則第20条第４項及び法令解釈通知第５．３（２）に記載されている事項（以下「説明事項」という。）を記載した書面（運用の方法に係る情報提供のために交付する資料（パンフレット等）への記載も可。）を交付した上で、説明事項を口頭で説明することが求められる。 また、電話等非対面で情報提供を行う場合においては、例えば、電話により情報提供を行う場合は、加入者等がパンフレット等を所持している場合やウェブページを確認できる状態にある場合（電話後速やかに確認できる場合を含む。）は、説明事項が記載された箇所を案内の上、当該説明事項を読み上げることが考えられるほか、電話口で説明事項を説明の上、遅滞なく郵便等の方法により説明事項を記載した書面を交付する方法が考えられる。	規則２０条４項
148-1	運用の指図	①他の制度等から移換した資産、②事務費徴収のために個人別管理資産を売却した際の余剰金、③除外された運用の方法に充てられていた資産に、掛金の運用の指図の配分を適用することは可能か。 ※ここでいう除外された運用の方法には法第２６条第１項における「同意を得ることによる除外」だけでなく、法第２６条第１項のただし書きにおける「当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により運用の方法を除外するとき」も含まれる。	①、②及び③（現に配分指定している商品を除外した場合を除く。）の資産については、規約にその取扱いを明記すれば可能。	法２５条
148-2	指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例	指定運用方法が提示されていない場合や、指定運用方法にて運用が開始されるまでの未指図個人別管理資産については、現金にて管理することとなるのか、あるいは、指定運用方法とは別の運営管理機関と事業主の合意に基づく任意の運用方法にて管理・運用することが可能なのか。	事業主掛金等の納付から指定運用方法による運用の指図が行われるまでの間は、法８条に基づく資産管理機関にて資産管理契約の定めに従った管理（銀行勘定貸、預金等）が行われることになる。ただし、事業主掛金等は加入者等がいつでも運用指図を行える状態である必要がある。なお、指定運用方法を除き、労使合意による任意の運用の方法で運用することはできない。	法２５条の２

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
148-3	〃	指定運用方法は運用指図者に適用されるか。	運用指図者には適用されない。なお、猶予期間が経過する前に加入者でなくなった者には適用されない。	〃
148-4	〃	特定期間および猶予期間については、それぞれ掛金拠出を起算日として「３か月以上」または「２週間以上」で規約に定める期間と下限が示されているが、上限はあるか。	上限はないが、当該規定の趣旨を鑑みて、合理的な水準であるべき。なお、規約には、「○か月以下」「○か月以上」といった上下限ではなく、具体的な期間を明記する必要がある。	〃
148-5	〃	特定期間経過後の加入者への通知については、通知をより実効的なものとする必要があるが、通知を行う記録関連運営管理機関には、事業主を含むと解してよいか。	企業型記録関連運営管理機関等は、企業型記録関連運営管理機関と記録関連業務を行う事業主であり、記録関連業務を行わない事業主は含まない。	〃
148-6	〃	上記のとおりでない場合は、加入者の指図状況に関して、記録関連運営管理機関から事業主に情報提供してよいことについて、加入者から同意を得ておくことで、事業主による通知は認められるか。	認められない。なお、実施主体である企業型記録関連運営管理機関等の責任のもと、当該通知を事業主経由で配付することは考えられる。この際、個人に関する情報が事業主に漏れないよう、配付物の内容がわからないようにする等の工夫が必要。	〃
148-7	〃	法令解釈通知第４－２（４）③において、指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた後も指定運用方法を変更して運用の指図を行うことができること等について、加入者に対して継続的に働きかけを行うこととあるが、該当者を特定することが困難な場合には、全加入者に対する説明でもよいか。	よい。なお、法令解釈通知第４－２（５）に記載のとおり、「あらかじめ定められた運用の方法」により運用を継続している者についても同様。	法２４条の２、２５条の２、法令解釈通知第４－２（４）、（５）
148-8	〃	法２５条の２第１項に規定された加入者への通知は、「原簿・帳簿に記録された住所情報に基づき通知を行った場合は、加入者は通知を受けたものとして取り扱う」ことで問題ないか。	問題ないが、通知が不達となった場合は、事業主経由で、配付物の内容をわからないようにした上で、加入者に配付する等通知が届くように努めること。	法２５条の２　１項
148-9	〃	現在の加入者の配分指定が「商品Ａ＝９０％、未指図資産＝１０％」で、規約において指定運用方法（商品Ｂ）選定・提示している場合、加入者が運用の指図を行わず指定運用方法を選択したとみなした場合の配分指定は、「商品Ｂ＝１００％」（商品Ａ＝９０％、商品Ｂ＝１０％ではない）か。	配分指定は、商品Ａ＝９０％、商品Ｂ＝１０％。 既に加入者が商品Ａに９０％指図している以上、その指図を無視して全ての資産を指定運用方法（商品Ｂ）に充てることはできない。	法２５条の２
148-10	〃	加入者が掛金の運用の指図を行わない場合、①他の制度等から移換した資産、②事務費徴収のために個人別管理資産を売却した際の余剰金、③除外された運用の方法に充てられた資産に、指定運用方法を適用することは可能か。 ※ここでいう除外された運用の方法には法第２６条第１項における「同意を得ることによる除外」だけでなく、法第２６条	①～③いずれも法第２５条の２の要件をみたせば可能であるが、規約にその取扱いを明記すること。	法２５条の２、５４条の３、７４条の３、８１条、８２条の２

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		第１項のただし書きにおける「当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により運用の方法を除外するとき」も含む。		
148-11	〃	以下の取り扱いは可能か。 １．指定運用方法の提示を終了する場合 既に当該指定運用方法を選択したとみなされた者がいる場合には、当該指定運用方法による配分指定を引き続き有効とする ２．指定運用方法を変更する場合 ①既に当該指定運用方法を選択したとみなされた者がいる場合には、当該指定運用方法による配分指定を引き続き有効とする ②特定期間中の者（猶予期間中の者も含む）がいる場合には、期日管理を中止し、変更後の初回掛金より再度特定期間の期日管理を開始する ３．特定期間を変更する場　合 ①既に特定期間中の者がいる場合には、当該加入者の特定期間は変更前の期間で管理する ②変更後に特定期間の期日管理を開始する者がいる場合には、変更後の特定期間で管理する ４．猶予期間を変更する場合 ①既に猶予期間中の者がいる場合には、当該加入者の猶予期間は変更前の期間で管理する旨 ②既に特定期間中の者がいる場合には、当該加入者の特定期間経過後の猶予期間は変更前の期間で管理する ③変更後に特定期間の期日管理を開始する者がいる場合には、特定期間終了後の猶予期間は変更後の期間で管理する	１～４すべて可能。なお、１及び２は前の指定運用方法が通常の運用の方法として提示されることが前提。	〃
148-12	運用の方法の除外	除外運用方法指図者の同意を得て運用の方法を除外する場合、既に納付された掛金等で購入した除外対象商品は必ず売却しなければいけないのか。	除外しようとする商品の特徴や労使で十分協議された結果を踏まえ、売却を伴う除外とするのか、売却を伴わない除外とするかを選択することができる。 なお、除外の同意を取得する際は、どちらの除外方法とするか	法２６条 法令解釈通知６－１

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			を通知し　なければならない。	
148-13	〃	除外する運用の方法の購入受付停止が可能となる日は、この“３分の２同意が取得できた日”との理解でよいか。	除外する運用の方法の購入受付停止が可能となる日は、３分の２以上の同意が取得できた日以降。	法２６条１項
148-14	〃	第４号施行日（2018（平成 30）年５月１日）後に運用の方法の除外を行うに当たって、特定の基準日を定め、その時点での除外運用方法指図者に除外同意を得るという理解でよいか。（同意を取得している間に当該商品の新規購入者が発生した場合、その者は除外の要件である３分の２同意の分母にも分子にも算入されない理解でよいか。）	よい。なお、そのような加入者が発生しないよう、除外に当たっては、あらかじめ加入者に除外を行う旨やそのスケジュールについて周知を行うとともに、その周知から基準日まで適当な期間を確保するようにすること。	〃
148-15	〃	同意確認の通知は除外運用方法指図者一人ひとりへの個別通知を想定しているものと思われるが、ＤＣ加入者専用ＷＥＢサイト等による一斉周知も認められるか。また、除外完了の通知についても、ＤＣ加入者専用ＷＥＢサイト等による一斉周知は認められるか。	一斉周知は認められない。同意確認の通知および除外完了の通知とも、除外運用方法指図者各自への通知が必要。	〃
148-16	〃	例えば「商品Ａ９０％、商品Ｂ（除外商品）１０％」の配分指定の場合、除外後の配分指定はどうなるのか。	商品Ｂが除外されるのであれば、商品Ｂに係る１０％の運用の指図のみ運用の指図が行われなくなる。	〃
148-17	〃	法令解釈通知第６－１（４）の「仮に除外時までに運用の指図の変更が行われなかった場合において、指定運用方法が提示されたときは、～当該指定運用方法を運用の方法とする指図を行なったものとみなされること」とは、法改正前に資格取得した加入者にも適用されるか。	第４号施行日（2018（平成30）年５月１日）後に除外が行われた場合は、そのとおり。	法２６条、法令解釈通知第６－１（４）
148-18	〃	除外する商品が法２３条１項の上限が課される商品数に含まれなくなるのは、どの段階か。	３分の２同意が取得できた日。	法２６条
148-19	〃	除外運用方法指図者とは、すでに対象商品について一定の残高を保有している加入者であって、対象商品に配分指定しているが残高を保有しない加入者は同意取得の対象外との理解でよいか。	除外運用方法指図者とは、加入者等のうち除外商品の残高を保有している者、除外商品を配分指定している者及び除外商品に預け替え（スイッチング）の指図をしている者をいう。	〃
148-20	〃	『除外運用方法指図者の氏名や住所情報』をＲＫから運用関連運営管理機関に提供することは、ＤＣ法９９条２項に該当するため、加入者等からの同意は不要だとの認識でよいか。また、「運用の方法の除外を行うこと及びその理由や方法（いつの時点の加入者を基準にするのか含む）」については、除外対	業務の遂行に必要な範囲であればよい。	法２６条、９９条

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		象者だけでなく全員に情報提供が必要だと考えるが、『全員の氏名や住所情報』をＲＫから運用関連運営管理機関に提供することも同様にＤＣ法９９条２項に該当するため、加入者等からの同意は不要という理解でよいか。		
148-21	〃	運用関連運営管理業務を運営管理機関に委託している事業主から除外運用方法指図者に対する通知は認められるか。	認められない。なお、企業型運用関連運営管理機関等の責任のもと、当該通知を事業主経由で配付することは考えられるが、その際には、個人に関する情報が事業主に漏れないよう、配付物の内容がわからないようにする等の工夫が必要。	〃
148-22	〃	法２４条に規定された『運用の方法に係る情報の提供』の際に、併せて「法２６条１項の規定により運用の方法を除外した旨」を加入者等に情報提供することで、法２６条３項の通知を代替する取扱は可能か。	不可。	法２６条３項
148-23	〃	運用の方法の除外に係る公告は、運営管理機関のＷＥＢサイトやインターネットの企業専用ページ等での公告とすることは認められるか。	運用指図者も含めて除外運用方法指図者が問題なく見ることができるのであれば、運営管理機関のＷＥＢサイトやインターネットの企業専用ページ等での公告とすることも問題ない。	法２６条４項 規則２０条の３
148-24	〃	第４号施行日（2018（平成 30）年５月１日）前の掛金に係る運用の方法の売却を伴う除外は、除外運用方法指図者の３分の２以上の同意で除外可能か。	除外運用方法指図者の３分の２以上の同意を得た場合であっても、全員同意がなければ、施行日前の掛金で購入された運用の方法は売却されず当該運用の方法により運用が継続される。全員同意の場合は、施行日前の掛金で購入された運用の方法も全て売却される。	法２６条 法令解釈通知６－１
148-25	〃	第４号施行日（2018（平成 30）年５月１日）前の掛金に係る残高がある商品の除外に関して同意を取得する際、いわゆる施行日後の「みなし同意（同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、同意をしたものとみなすことができる）」は、全員同意を必要とする施行日前の掛金で購入された商品の売却を伴う除外には適用されないという理解でよいか。	よい。	〃
148-26	〃	売却を伴う商品除外の際、運用の指図がない場合、指定運用方法ではなく、除外する商品と類似の商品に預け替え（スイッチング）する取扱にすることは認められるか。	認められない。	法２６条
148-27	〃	定期預金のように、満期を迎えると、新たな預入日の残高として運用を継続する商品がある。このような商品残高を運用継続している場合、除外日以降に満期を迎え、新たな預入日の残	よい。	法２６条 平成28年改正法附則 ５条２項

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		高として運用を継続するケースが発生する。除外運用方法指図者の３分の２以上の同意により売却を伴う除外として除外された場合、この新たな預入日の残高も「除外前掛金等を原資とする残高」であることに変わりないため、『運用継続』することとしてよいか。		
148-28	〃	利率保証期間のある保険商品（ＧＩＣ保険）が除外運用方法指図者の３分の２以上の同意により売却を伴う除外として除外された場合、除外時点ですでに年金受給権（給付裁定時に確定した年金支給期間（終身含む）および年金額）を取得し『開始後商品（確定年金や終身年金等の年金給付専用商品）』により年金給付を受けている者については、除外前と同様の条件で年金受取りが可能か。	既に『開始後商品（確定年金や終身年金等の年金給付専用商品）』により年金給付を受けている者にとっては、当該商品は年金の支給方法となっていることから、除外前と同様の条件で受取可能。ただし、既に『開始前商品（分割取崩型商品）』により年金給付を受けている者は、分割取崩型商品により運用を継続しながら給付を受けており年金額が確定している訳ではないため、除外前と同様の条件で年金受取りは出来ない。	〃
148-29	〃	売却を伴う除外として３分の２同意で運用の方法を除外した場合、第４号施行日（2018（平成 30）年５月１日）前掛金に係る部分を、具体的にどのように算定するのか。	除外運用方法指図者にとって合理的な方法であれば、可。	〃
148-30	〃	売却を伴う除外として運用の方法を除外した後、除外商品に充てられていた資産に指定運用方法又は掛金の配分指定が適用されない場合、その資産の管理はどうなるのか。	法８条に基づく資産管理機関にて資産管理契約の定めに従った管理（銀行勘定貸、預金等）が行われることになる。	法２６条１項
148-31	〃	指定運用方法は、第４号施行日（2018（平成30）年５月１日）後に納付された掛金で購入された除外商品の売却によって発生する未指図資産、及び商品除外後に納付された掛金のうち除外商品に対する配分指定部分から発生する未指図資産の両方に適用されるか。	法２５条の２の要件をみたせば両方に適用される。また、ここでいう運用の方法の除外には法第２６条第１項における「同意を得ることによる除外」だけでなく、法第２６条第１項のただし書きにおける「当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により運用の方法を除外するとき」も含まれる。	〃
148-32	〃	３分の２同意（全員同意は除く。）の場合であって売却を伴う除外の取扱は、下記のとおりでよいか。 ・第４号施行日（2018（平成 30）年５月１日）前に拠出されたものは、除外日後も当該商品で継続運用する。 ・施行日と除外日の間に拠出されたものは、除外日以降に現金化する。 ・除外日後に拠出されたものは、既に商品がないので法８条に基づく資産管理機関にて資産管理契約の定めに従った管理	よい。 なお、売却を伴わない除外とする場合は、除外日前に拠出されたものは、除外日後も当該商品で継続運用することとなり、除外日後に拠出されたものや指定運用方法の取扱いは、売却を伴う除外の取扱と同様の取扱となる。	法２６条１項 平成28年改正法附則５条２項

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		（銀行勘定貸、預金等）が行われる。 ・指定運用方法が提示されれば指定運用方法が適用される。		
148-33	個人別管理資産額の通知	電磁的方法による加入者への通知に関する同意の取得方法として、加入者が承諾しない場合のみ加入者から非同意の申出をするという方法は認められるか。	認められない。	法２７条
148-34	〃	規則21条３項１号イ及びロについて、 ①イは、個人別管理資産等が記載されたＰＤＦファイルなどをメールにより送信する方法 ②ロは、運営管理機関のホームページに加入者がアクセスし、個人別管理資産等が記載されたＰＤＦファイルなどをダウンロードして確認する方法を想定しているのか。	①イについては、電子メールなどで加入者のパソコン等に電磁的記録を送信する方法 ②ロについては、運営管理機関のホームページに電磁的記録を掲載し、それを加入者等がダウンロードできる状態に置く方法となる。 いずれにせよ、「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成28年厚生労働省告示第290号）に沿って、実施する必要がある。	〃
149	給付の裁定	確定拠出年金の裁定請求をする場合の本人確認方法はどうなるか。なお、年金事務所及び金融機関においては、以下の方法により確認を行っている。 ⑴　年金事務所　→　手続きをした人が誰かを特定する方法で行っており、本人との関係は所定の書類等を持っていれば、親族以外でも可能。 ⑵　金融機関　→　本人以外が手続きを行う場合、原則、本人と手続きをした人との関係を確認している。	いずれの方法においても可。	法２９条
149-1	〃	老齢給付金の裁定請求は、再雇用時に継続加入後、雇用契約を更新した時点では可能か。	加入者となるため不可。資格喪失年齢が引き上げられた規約における裁定請求は、資格喪失年齢到達時及び退職時のみ可能であり、再雇用時においては受給は認められない。	〃
149-2	〃	６３歳に定年延長を行った企業が、規約で６３歳にあわせて資格喪失年齢を定めた場合、６０歳以降（６３歳より前）で資格喪失せずに老齢給付金を請求することは可能か。	不可。規約で定める年齢以下については、退職した場合に限って、老齢給付金の請求が可能。	〃
149-3	〃	法３３条１項に、老齢給付金の支給要件として「企業型年金加入者であった者」とあるが、資格喪失年齢引き上げの際、６０歳以上で企業に引き続き雇用されている未請求の運用指図者は「企業型年金加入者であった者」に該当し年金の支給を請求できるのか。	未請求の運用指図者は「企業型年金加入者であった者」に該当し年金の支給を請求することは可能。ただし、資格喪失年齢引き上げにより加入者となった場合は請求することができない。	法３３条１項

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
149-4	〃	年金受給中の者が再加入する場合、年金を受給しながら拠出もするということか。 受給中に拠出された掛金は随時その後の年金支払の中で払い出すこととなるのか。それとも受給中に拠出された掛金は受給中の資産とは別管理とし、再度、受給中の拠出資産に対する給付裁定が必要になるのか。	受給中に拠出された掛金は随時その後の年金支払の中で払い出すこととなる。	法２９条 法３５条
150	支給要件	法３３条２項によると「６０歳に達した日の前日」とあるが、この「６０歳に達した日」は、明治３５年法律第５０号「年齢計算に関する法律」で誕生日前日を指す。つまり、「６０歳に達した日の前日」は誕生日の２日前となるが、この解釈でよいか。	よい。	法３３条２項
151	〃	休職中の拠出停止期間は通算加入者等期間に算入されるか。	算入される。	〃
151-1	〃	６０歳以降の掛金納付期間も、退職所得控除算定のための勤続年数に算入することは可能か。	可能。 ６０歳以降の掛金納付期間については、退職所得控除算定における勤続年数に算入される。	〃
151-2	〃	通算加入者等期間については、６０歳まででカウントされる理由は何か。単純に６０歳を６５歳に引上げて通算加入者等期間は廃止としてもよいのではないか。	「１０年加入要件」は確定拠出年金の年金性を担保するための要件の一つであり、廃止は不可。資格喪失時年齢の引き上げは、６０歳以上でも企業が雇用している場合には掛金の拠出を認めるものであり、現行の６０歳までに１０年の拠出期間があるという原則を変えるものではない。 なお、「６０歳までに１０年」とは、「６０歳に達した日の前日が属する月を含めて１０年」という意味。	〃
151-3	〃	支給要件の判定について、以下の考え方でよいか。 ①老齢給付及び法附則３条の脱退一時金について、裁定時に支給要件を判定する際は、原則として加入者等が保有する全てのＤＣ制度の資産・期間を勘案した「人単位」で支給要件を満たすか否かを確認。 ②附則２条の２の脱退一時金について、同条１項２号の個人別管理資産額の確認は「人単位」ではなく、原則「口座単位」で確認。	①②ともによい。 移換する手数料だけで資産が目減りする非常に少額の資産については、移換せず脱退一時金の支給を可能とする趣旨から、法附則２条の２の脱退一時金については、企業型年金の個人別管理資産に基づき算定することとしている。	法３３条 法附則２条の２、３条 令５９条１項、６０条１項 規則２２条の２
151-4	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
151-5	加入者記録の	裁定に必要な記録の提供を求めるため、裁定請求を受けた記	問題ない。	法９９条２項

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
	提供	録関連運営管理機関又は特定運営管理機関から、当該請求者の個人情報（氏名、性別、生年月日、基礎年金番号、住所等）を他の記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関に対し、本人の同意なく提供することは、個人情報保護の観点から問題ないのか。	法 99 条２項における「業務の遂行に必要な範囲内」に該当する。	規則２２条の２
152	障害給付金	１８歳で就職した者が、２０歳前に会社を辞めて個人型年金運用指図者となった者が障害状態となった場合に、「企業型年金加入者であった者」として個人型年金における障害給付金を請求できるか。	請求できる。	法３７条
153	〃	法３７条の規定は初診日において、加入者であることを要件として必要としているのか。	不要（加入者または加入者であった者）。	〃
154	〃	高度障害に該当し、退職しない場合において、障害給付金を受給しながら、掛金の拠出を受けてもよいか。（加入者でありながら、障害給付金受給者となれるか。）	よい。	〃
155	〃	確定拠出年金制度においては、障害等級に１度該当すれば、その後に障害等級に該当することがなくなっても支給停止とならないと解してよいか。	よい。	法３７条 法令解釈通知第７
156	事業主の行為準則	２以上の事業主が１つの規約を定めた場合に、事業主の１つが掛金の滞納を繰り返す時には、そのことを理由に当該事業所を規約から除外することは可能か。	規約変更すれば対応可能。（なお、当該事業所に係る同意書、事業主の証明書は必要である。）	法４３条１項
156-1	事業主の行為準則 （忠実義務の内容）	法令解釈通知第９－１（１）①の「提示されることが見込まれる運用の方法」は、実際に運営管理機関が選任された後に、合理的な理由をもって選任前に示した運用の方法と異なる運用の方法に変更することは問題ないか。	合理的な理由がある場合に、事業主等の意見を踏まえ、運用の方法を変更することは問題ない。	法令解釈通知第９－１（１）①
156-2	〃	事業主が運営管理機関の評価（各運用商品に対する公正な評価結果を含む。）を加入者に対して伝えることは行為準則における禁止行為に当たらないか。	各運用の方法に関する評価結果を含む場合であっても、事業主の恣意的な判断によるものではなく客観的な判断に基づくものである場合には、加入者等に対して開示することは、規則第23条第３号には該当しないと考えられる。	規則２３条３号
157	〃	事業主は、運営管理機関及び資産管理機関からどのような内容について報告を受ければよいか。	委託業務内容全般。 なお、事業主は、制度の現状や課題等を十分把握すべきであり、例えば次のような内容について運営管理機関に依頼し、報告を受けることが望ましい。	法４３条１項 法令解釈通知第９－１（１）⑦

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			・資産規模 ・運用利回り（プラン全体、運用商品毎） ・加入者等の運用利回りの分布 ・コールセンターに寄せられた苦情等 等	
157-1	〃	（ア）・（イ）で、「明らかに劣る・低い」とあるが、その判断基準は何か。 また、どのような判断基準のもと「明らかに劣る・低い」と考えるかは、専門的な知見を有する運営管理機関の判断に委ねられているとの理解でよいか。	運用実績の評価においては、定量評価では、中長期的な評価期間の中、運用スタイルや市場環境等も考慮した上で、ファンドのリスク・リターン（例えば、シャープレシオが他の商品と比べて劣っていないか、アクティブ運用でベンチマークを継続的に下回り他の商品と比べて劣っていないか等）に有意な差が観察できるか、定性評価では運用及び管理体制等に問題がないか等を総合的に考慮し、運用実績が「明らかに劣る」かを判断することが考えられる。これらの点は、高い専門的知見を有する運営管理機関に期待されている専門的能力に基づく判断であり、また、その結果については、事業主及び加入者等に対し分かりやすい説明が求められていると考えられる。	法令解釈通知第９．１（１）②イ（ア）（イ）
157-2	〃	法令解釈通知第１０－２に記載された項目はあくまでも例示であり、運営管理機関から受けた説明が合理的であるかの具体的な判断基準は事業主の裁量に委ねられるとの理解でよいか。	評価項目は事業主の裁量に委ねられるが、通知に記載した項目は、少なくとも事業主が報告を受け、評価することが望ましいと考えられる。また、記載されていない項目についても事業主が積極的に評価することも可能。	法令解釈通知第１０－２
158	〃	「緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある運営管理機関又は資産管理機関（運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）」というのは、「緊密な資本関係又は人的関係がある法人と緊密な資本又は人的関係のある運営管理機関又は資産管理機関」を含むか。	含む。	法４３条１項 法令解釈通知第９－１（１）①
		「合理的な理由がある場合に限られる」とあるが、A運営管理機関とB運営管理機関の価格においてA運営管理機関の方が手数料が安いとしても、その他の項目においてB運営管理機関が勝っているためにB運営管理機関を選任することも合理的であると解してよいか。	総合的に判断する。ただし、事業主だけで判断するのではなく、労使で判断すること。（規約事項）	
159	事業主の行為準則（個人情	法令解釈通知第９－１（２）①アの「個人別管理資産額に関する情報」とは、どのような情報を指すのか。	資産額等が、脱退一時金の受給要件の範囲内（法附則２条の２の場合は１万５千円以下、法附則３条の場合は25万円以下又は	法４３条２項、附則３条、法令解釈通知

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
	報保護義務の内容）		通算拠出期間が５年以下）にあるか否かの情報を指しており、具体的な資産額そのものは該当しない。	第９－１（２）
		また、「退職により資格を喪失した者」には、退職予定者も含まれるか。	含まれる。	
		（２）① イの「氏名や住所等の情報」には、氏名・住所以外にはどのような情報が該当するか。	電話番号やメールアドレス等が該当する。	
		事業主が、運営管理機関から取得した個人情報を取得した目的以外で使用してもよいか。	不可。	
160	事業主の行為準則（自社株式の推奨等の禁止）	事業主が運用関連運営管理機関の選択に当たる時に、その運営管理機関の選定した運用方法に自社株式が無いことを理由に（もしくは自社株式は扱えないことを理由に）、選択からはずすことはよいか。	事業主は加入者の利益をもっぱら図るべきであり、この理由では選択からはずすことはできない。	法４３条３項 法令解釈通知第９－１（３）
161	他制度の資産移換	制度を施行し、初回の掛金を納付する前に、企業年金制度等から資産を移換することは可能か。	政令２２条２項各号に規定されている範囲で、規約に定めればよい。初回掛金の時期は無関係。	法５４条
162	〃	既存の確定給付企業年金に積立不足が生じている場合でも労使合意を前提に減額変更して、年金資産を確定拠出年金へ移換することは可能か。	可能。ＤＢからＤＣへの移換においては、ＤＢで給付減額を行い、それに伴い減少する最低積立基準額相当額をＤＣへ移換することとなる。	〃
163	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
164	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
165	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
166	〃	存続厚生年金基金を解散して企業型年金に移行する場合、拠出限度額は「企業年金を実施していない場合」に該当すると考えてよいか。	よい。（解散する存続厚生年金基金の他に企業年金を実施していない場合。）なお、各パターンによる企業型年金事業主掛金の拠出限度額は以下のとおり。 他の企業年金がなければ月額55,000円（個人型年金同時加入可能者の場合は月額35,000円）、 他の企業年金があれば月額27,500円（個人型年金同時加入可能者の場合は月額15,500円）。	法５４条、令１１条
167	〃	既存制度からの資産移換に関して、制度導入時以降に個人勘定に移換することは可能か。それとも制度導入時には移換しなければならないのか。	必ずしもＤＣ導入時に移換しなければならないわけではない。	法５４条
168	〃	確定拠出年金を実施している企業と確定給付企業年金のみを	可能。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		実施している企業が合併する際、後者の従業員についても確定拠出年金制度を導入し、移換することは可能か。		
169	〃	Ａ社の退職給付制度は退職一時金のみとなっており、退職給付債務は約５０％の引当を実施しているが、残りの変更時差異については１５年の均等繰り入れとしている。退職一時金制度の改訂を行い、現行制度の５０％相当分を確定拠出年金へ移行する場合、退職一時金の新旧差額分を３～７年で確定拠出年金へ移換する際の注意点はどのようなことか。	均等割で移換し、既に移換した分についてのみ個人別管理資産に算入される。将来移換する分は個人別管理資産には算入されない。	〃
170	〃	資産の移換を数年間で実施する場合移換額は毎年度均等にすることとなっているが、年度途中での導入の場合も関係なく初年度も含め均等に移換しなければならないのか。	初年度も含め均等に移換しなければならない。	〃
171	〃	退職金からＤＣへの資産の移換は毎月実施するのか、年度一括で実施するのか。	どちらでも可。規約で定めるところにより実施されたい。	〃
172	〃	確定給付企業年金からの一部移行においては、確定拠出年金を含めた全体では不利益変更が生じていないとしても、それぞれの制度単体においては減額変更に相当するため、新規設立時ではなく、それぞれの制度における減額変更時の要件（例:加入者の１／２ではなく、２／３以上の同意が必要etc）を満たすことが必要となるのか。	現行制度における所定の手続きは必要。	〃
173	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
174	〃	退職金前払いとの選択制により新たにＤＣ導入した場合、ＤＣ選択加入者のみ、改定前の退職給付制度の過去分を移換することが可能か。 （例）退職手当制度のみの会社が退職手当制度を廃止し、ＤＣと前払いの選択制を導入。ＤＣ選択者のみ退職手当制度の過去部分を移換。前払い選択者については、退職手当制度の過去分は現金で配分する。	可能。	〃
175	〃	存続厚生年金基金に加入している事業主が、存続厚生年金基金から任意脱退し、確定拠出年金に過去分の資産を移換することは可能か。	法令上規定がないため事業所単位での資産移換は不可。 ただし、存続厚生年金基金から任意脱退した事業所の従業員は、一定の要件のもと、脱退一時金相当額を確定拠出年金に移換することは可能。なお、事業所単位で資産移換する方法としては、存続厚生年金基金を分割して、当該分割した単独の存続厚生年	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			金基金を解散し移行する方法等が考えられる。	
176	〃	存続厚生年金基金を解散し、ＤＣ加入を希望する者のみ過去分を移換することは可能か。	そのとおり。	〃
177	〃	年金制度における加入者拠出分の「原資とする部分」は、払込掛金累計額としてよいか。	掛金＋利息。	法５４条 令２２条１項 法令解釈通知第８
178	〃	「存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者が負担した掛金を原資とする部分を除く」とあるが、加入員であった者の範囲はどこまでか。	以前加入員であった全ての者。	法５４条 改正前令（注１、以下同じ）２２条１項１号、２号
179	〃	各人の業績を反映したポイント制（成果ポイント）でＤＣに移行することは、業績評価の透明性が確保されていて（事業主の恣意性が排除）、特定の者に不当な扱いとなっていなければ可能か。 （存続厚生年金基金→ＤＣ、ＤＢ→ＤＣ）	存続厚生年金基金やＤＢの給付がそのようになっていれば可能。 個人別管理資産額は最低積立基準額となる。	法５４条 令２２条１項１号 改正前令２２条１項１号
180	〃	他の制度からＤＣへ過去資産を移換する場合、当該他の制度で過去に転籍者を受け入れている場合の当該転籍者について、過去の転籍前の企業での勤続期間を通算できないか。	当該他の制度において、転籍前の記録を引き継いでいる場合は、その過去資産をＤＣに移換することで勤続期間は通算される。	法５４条
181	〃	他の制度から企業型ＤＣに資産を移換した場合において、その施行日と同月内に資格喪失した者については、ＤＣ加入者であったこととできないか。（同月内得喪の場合は、加入者でなかったものとみなされるため、一時金を受給したとしても退職所得控除の適用が認められないため）	同月内の得喪については、ＤＣは二重加入できない等の理由により加入者としては認められていない。契機が資産移換だとしても前記の考えは踏襲されるものであり、加入者としては認められない。	法１１条、１２条
182	他制度の資産移換（存続厚生年金基金）	存続厚生年金基金の積立金の一部を移換しようとするために厚生年金基金規約を変更する際に添付書類として求められる「企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項」の算定基準日（規約変更認可申請を行う月の前々月末日以降の日）において算定された「積立不足額」を一括して掛金として払い込めば、その基準日以降の相場変動に関係なく、その規約変更日において「積立不足がない」ものとして、存続厚生年金基金からの移換が可能と考えてよいか。	不可。 積立不足は規約の変更日においてないことが必要。	法５４条 改正前令２２条１項１号
		また、その積立不足に係る掛金を払い込むのはいつまでか。適	企業型年金を新たに実施する場合には、当該企業型年金規約の	

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		格退職年金と同様、企業型年金規約の承認日からその規約の実施日の前日までの間に払い込む必要があるのか。	承認日からその規約の実施日の前日までの間に払い込む必要がある。	
		また、企業型年金規約の実施日と厚生年金基金規約の変更日は同一日にしなくてはならないのか。	企業型年金を新たに実施する場合には、当該企業型年金規約の実施日は変更日以前であること。ただし、いわゆる移行は存続厚生年金基金の規約変更日となる。	
183	〃	総合型基金が解散するとき、そのうちの１社のみＤＣを導入する場合、過去分の移換を行うことは可能か。 また、総合型基金を解散してその加算部分の資産をＤＣに移換することは可能か。	法令等で定められた手続きをとれば可能。	法５４条 改正前令２２条１項２号
184	〃	基金を解散してＤＣ制度を導入する場合、その資産の移換額は、各加入員すべてばらばらでよいか。	加入者毎に移換額を設定することは可能。	〃
185	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
186	〃	ＤＣ移行は存続厚生年金基金の給付減額要件に該当するのか。該当する場合、当該ＤＣ移行は、厚生年金基金設立認可基準第三の七（１）アに該当すると考えてよいか。それとも、同基準第三の七（１）イに該当することになり、直近の給付改善の規約変更時（ＤＣ移行を含む）から５年経過後でないとＤＣ移行ができないということか。	給付減額に該当する。 理由は第三の七（１）エに該当する。	法５４条
187	〃	「移換相当額の支払いを受けることを希望する者」は企業型年金への加入を選択しない者と、企業型年金への加入は選択するが移換額を個人別管理資産としない者が存在すると考えてよいか。	よい。	〃
188	〃	存続厚生年金基金から資産移換する場合の年金資産の残高は、どの時点の何の評価に基づくと考えるべきか。	規約変更日の時価評価でみる。	〃
189	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
190	〃	総合型（もしくは連合型）基金の一部の事業所のみが将来分についてＤＣ移行を行うことは可能か。	給付を引下げて移行することは可能。この場合、合意が得られること、基金の認可基準を満たしていることが必要。	〃
191	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
192	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
193	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
194	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
195	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
196	他制度の資産移換（退職手当制度）	退職一時金からの資産移換は、４年～８年の間の選択した期間に均等分割して行うと解釈してよいか。	よい。	法５４条 令２２条1項５号
197	〃	退職一時金からの移行は、４年～８年の期間で均等分割して移換するが、１年度中の毎回の拠出金額が均等である必要があるか。それとも年度毎にみて均等であればよいのか。	年度毎にみて均等であればよい。	〃
198	〃	退職一時金から複数回移行が行われる場合は、その移行の都度、移換する年数を定めてよいか。	よい。	〃
199	〃	勤続３年未満は受給資格がない退職金制度から確定拠出年金へ移行する場合。 確定拠出導入時点で勤続３年未満の従業員につき、当該従業員が勤続３年に達した時点で、元々退職一時金の算定基礎としていなかった期間について順次移換することは可能か。	不可。	〃
200	〃	退職手当制度廃止に伴う移換金が生じる場合、分割移換金に付利するかどうかは事業主の任意または労使の合意によるものと理解してよいか。	よい。	〃
201	〃	移換金額の総額が退職給与規程の変更前後の自己都合要支給額の差額以内であれば、各人の個人別管理資産として移換する額は、労使合意を得た一定の規則に基づき任意の額と決めることができるか。	任意の額と決めることができる。	〃
202	〃	退職一時金から分割移換を行う際に、「移行日の属する年度から」とあるが、ここでいう「年度」とは次のいずれを表しているのか。 １）本企業型年金の事業年度、２）事業主の決算年度、３）国の会計年度	３）を表す。４月から３月	〃
203	〃	退職一時金から分割移換を行う際に考慮する利子相当額を計算する場合の「移行日から資産の移換を受ける最後の年度までの期間に応ずる利子に相当する額」とは、移行日が属する月から起算して、各年度の受入期日の属する月までの間の期間の利息を移行日における厚生労働大臣が定める利率で「月」複利で計算を、最後の年度分まで合算した額という理解でよい	「移行日から資産の移換を受ける最後の年度までの期間に応ずる利子に相当する額」として合理的なものであればよい。 計算方法は月でも年でもよい。	法５４条 法令解釈通知第８－２

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		か。		
204	〃	「～移行日から資産の移換を受ける最後の年度までの期間に応ずる～」とあるが、具体的には以下の理解でよいか。 （例）400 万円を４年で移換する場合、付利利率 2%だとすると １年目：1,000,000 円 ２年目：1,020,000 円 ３年目：1,040,400 円 ４年目：1,061,208 円 あるいはこの合計 4,121,608 円を４年均等分割し毎年 1,030,402 円を移換することになるのか。	４年分の合計額を４年均等分割し移換する。	〃
205	〃	退職手当制度から企業型年金に過去期間分を含めて移行する際、企業型年金で加入資格の定めを置くことがある。その際移行日前に退職届を企業に提出し、移行日後に退職することとなっている第２号被保険者に加入資格を与えないこと（あるいは該当者だけを退職金との選択制とすること）は不当差別に該当するか。	原則としては資格で確認するためご指摘の事例でも基本的には資格を与えると考えられるが、極めて短期間しか在籍しないなら退職予定者に企業型年金の加入資格を与えないといった一定の資格を与えることは、不当差別に当たるとまでは言えない可能性がある。当該退職予定者については、ＤＣに加入するか退職金前払いにするかの選択制にすることも考えられる。	法５４条
206	〃	希望者のみＤＣの加入者とし、退職手当制度から資産の移換を行った。 その後、数年して加入を希望した者の資産の移換は可能か。	可能。また、退職手当制度の改正日と規約変更日が同日であることが条件であるため、数年して加入した時点で既に退職手当制度が廃止されている場合は移換不可。	〃
207	〃	退職給与規程から確定拠出年金制度へ資産移換する場合に、移換回数等の制限はないか。	退職給与規程の改廃による資産移換は、移換額及び時期、改正理由等から、客観的にみて当該規程の改廃による資産移換が主として拠出限度額を超えて行うことを目的としていることが認められなければ移換は可能。	〃
208	他制度の資産移換 （資産受入日）	法令解釈通知にて、移換金の移換日は年金規約に定めることとされているが、年金規約申請日においては移換日が確定できないケースもあるので次の記載でよいか。 ①（例）確定給付企業年金の規約変更時の属する月の翌々月末日までの事業主が指定した日とする ②（例）確定給付企業年金の清算結了日とする。 ③（例）退職金共済の解約手当金相当額引渡し申出日の翌々月の末日（金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の金融機	①移換日は確定できるため、不可。 ②可。 ①　③移換日は確定できるため、不可。具体的日付を明記しなければならない。	法５４条 令２２条２項

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		関営業日）		
209	〃	存続厚生年金基金からの分配額の確定から清算の結了までに相当の日数を要する場合も考えられるが、この場合個人別管理資産への分配が遅れることになるがよいか。	加入者保護のためなるべく早く行うようお願いしたい。	法５４条 改正前令２２条２項２号
210	他制度の資産移換	例えば１０月１日がＤＣの制度施行日の場合、１０月中に６０歳に達するものは、ＤＣ法１２条の規定により企業型年金加入者でなかった者とみなされ、資産の移換も認められないことになるのか。	企業型年金加入者でなかった者とみなされ、資産の移換も認められない。	法１２条、５４条
211	〃	退職手当制度から資産を分割移換中である場合、やむを得ない理由があれば、所定の手続きをとることで分割移換を中止することは可能か。また、資産管理機関への移換日を遅らせることは可能か。	分割移換の中止は認められない。また、移換日を遅らせることも不可。	〃
212	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
213	〃	存続厚生年金基金を解散して企業型ＤＣに資産を移換する場合において、企業型ＤＣの施行時は退職金の前払いを選択していた者が、清算結了までの間にＤＣに加入することになった場合、その者に係る資産について、資産の分配、他制度への移換が行われていないときには、ＤＣへ移換することは可能か。	可能。	法５４条、 改正前令２２条
213-1	〃	①退職一時金から企業型ＤＣへ資産移換途中の場合、６０歳継続再雇用時点で資産管理機関に移換されていない資産は、一括移換の取扱いとなるのか。 ②定年延長の場合は６０歳を契機としての喪失記録が無いことから、引き続き分割移換となるとの理解でよいか。	①６０歳継続再雇用を契機として喪失の届出がなされれば一括移換となる（喪失届の届出が無い場合、一括移換は不可）。 ②よい。	令２２条1項５号
214	その他（規約）	プランを移動した場合において、商品を現物移換できるようにできないか。	現行の確定拠出年金法上においては、商品の現物移換は妨げておらず、運用関連運営管理機関、記録関連運営管理機関及び資産管理機関において対応が出来るのであれば現物移換は可能。	
215	その他 （資格喪失後の商品購入）	資格喪失前に行った運用指図に基づいて、資格喪失後に資格喪失前の月に係る掛金から個々の運用商品を購入しても構わないという理解でよいか。 具体的には、加入者資格を喪失した月の翌月に掛金の納付がなされる場合において、当該月の掛金を、加入者が加入者資格	よい。	

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		喪失前に指定してあった商品の購入に充てる取扱いも認められるという理解でよいか。		
216	その他 （商品提供機関）	確定拠出年金法上、商品提供機関に行為準則はないのか。	確定拠出年金法上、商品を提供する行為自体や商品提供金融機関が事業主に対して個別商品を勧める行為を規制する規定は存在しないが、商品提供機関が運営管理機関である場合に、確定拠出年金法上の運営管理業務を行う場合や禁止行為に該当する行為を行う場合には、確定拠出年金法上の規定が及ぶ。	
217	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
218	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
219	その他 （給付にかかる源泉徴収）	給付にかかる源泉徴収について、資産管理機関では個人別残高を管理しておらず税額計算が行えない。従って、源泉徴収に必要な情報を保持する運営管理機関が税額計算を行い、資産管理機関は運営管理機関の計算に基づき源泉徴収や納税を行うことは問題ないか。	問題ない。	税
220	その他 （特別法人税）	企業型年金における特別法人税は企業負担が一般的な取扱いになると思われるが、加入者の個人負担とすることは可能か。	特別法人税は、納税者である資産管理機関が個々の加入者の個人別管理資産から控除し納付することになる。	〃
221	〃	特別法人税は、当然資産管理機関がその管理資産から引き落とすため、別途企業が振り込むことができないと考えてよいか。	振り込み不可。	〃
222	個人型年金加入者	個人型年金における国民年金任意加入者の取り扱いについて、個人型年金の加入者資格喪失要件に「国民年金の被保険者の資格を喪失したとき」があるが、国民年金に任意加入する海外に居住する日本人や被用者年金の老齢年金を受給する人について、国民年金に「任意加入」している６０歳未満の方は、個人型確定拠出年金には加入できないことになるのか。	国民年金の任意加入者は加入できない。	法６２条
223	〃	個人型年金に加入していた第一号被保険者が海外在住になった場合、ＤＣを脱退することができるか。それとも運用指図者となる、あるいは国民年金に任意加入して加入者になるという選択になるのか。	個人型年金の運用指図者となる。 なお、日本国籍以外の方が加入後に将来的に日本国内に住所を有しないこととなった場合は、国民年金の被保険者になれないため、脱退一時金の請求要件（国民年金保険料免除者であること）を満たすことができないことに留意。 ※国民年金の被保険者でなければ国民年金保険料免除者にもな	法６２条 法附則３条

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			らない。なお、国民年金に任意加入したとしても、個人型加入者にはなれない。	
224	〃	退職金前払い制度を実施している企業において、確定拠出年金（企業型）を導入したが、企業型を選択しなかった者が、個人型に加入することは可能か。	可能。	法６２条
225	〃	企業型年金実施事業所において、一定の資格により企業型年金加入者になっていない者は個人型年金に加入することは可能か。	可能。	〃
226	〃	企業型年金の加入資格が「制度導入時５０歳未満を加入」とした場合、その対象外となった５０歳以上の従業員は個人型年金への加入は可能か。	可能。（ただし、加入できない者への代替措置が必要。個人型年金に加入できることをもって代替措置とすることは認められない。）	法６２条１項
227	〃	農協の職員や私学職員（私学共済加入者）の個人型ＤＣへの加入は可能か。	可能。（ただし、企業型ＤＣを行っている場合は、個人型ＤＣと同時加入可能な旨を企業型規約に定めている必要がある。）	〃
228	〃	国民年金の付加保険料を払っている人は、国民年金基金に加入できないが、個人型年金にも加入できないのか。	個人型年金への加入は可能。ただし、この場合の拠出限度額は、68,000 円からその付加保険料（400 円）を控除した額となるが、。	〃
229	〃	１８歳で就職した者が、２０歳前に会社を辞めた場合、第１号被保険者に該当しないため、個人型年金運用指図者になるのか。	個人型年金運用指図者となる。	法６２条１項１号
230	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
231	個人型年金加入者掛金	個人型について、財形における補助金のように企業から従業員へ奨励金を支給することは可能か。	中小事業主掛金納付制度を実施する場合を除き、個人型年金に企業が掛金を負担することはできないが、企業が個人型の加入者に給与として上乗せし、それを従業員が掛金として拠出することは可。	法６８条 法６８条の２
232	個人型年金加入者掛金の納付	個人型年金における第２号加入者はその使用される事業所の事業主を介して掛金納付ができることとなっているが、第１号加入者であって、ある事業所に使用されている者がいた場合、その事業所の事業主を介して個人型年金に関する掛金納付を行うことができるのか。あるいは、事業主にそのような責任は発生するのか。	第１号被保険者及び第３号被保険者については、事業所に使用されている場合であっても、個人払込みとなる。	法７０条２項及び３項
232-1	中小事業主掛金納付制度	中小事業主掛金納付制度の実施要件である使用する第一号厚生年金被保険者の数が 300 人以下であることについて、２以上の厚生年金適用事業所の事業主が同じ場合、それぞれの厚	同一事業主のすべての厚生年金適用事業所において使用される第一号厚生年金被保険者の数の総数が 300 人以下である必要がある。	法５５条２項 法令解釈通知第２－１

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		生年金適用事業所において使用する第一号厚生年金被保険者の数が300人以下であればよいか。		
232-2	〃	中小事業主掛金の拠出を始める場合、厚生労働大臣と国民年金基金連合会のそれぞれに届け出る必要があるのか。	厚生労働大臣と国民年金基金連合会のそれぞれに届け出る必要はあるが、届出は、国民年金基金連合会にまとめて届け出ればよい。	法６８条の２　６項 規則５６条の８
232-3	〃	中小事業主掛金を拠出している場合であって、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が 300 人を超えているかの確認は、どのように行うのか。	毎年事業主が提出する、規則様式第十号により確認する。	法６８条の２　７項 規則５６条の６　３項
232-4	〃	中小事業主掛金を拠出している場合であって、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が 300 人を超えたときは、中小事業主掛金の拠出を終了しなければならないのか。	将来に亘って恒常的に 300 人を超えることが見込まれるときは、中小事業主掛金の拠出を終了する必要がある。	法５５条２項４号の２
232-5	〃	個人型年金加入者掛金の納付を加入者個人の口座からの引落し（個人払込）としている者に対して、中小事業主掛金を拠出することはできるか。	中小事業主掛金の拠出は、事業主を介して納付する場合（事業主払込）に限られることから、個人払込により納付している者には中小事業主掛金の拠出はできない。(掛金の納付方法を事業主払込に変更する必要がある。)	法６８条の２　１項
232-6	〃	中小事業主掛金の拠出対象者に一定の資格を定める場合の一定の資格は、企業型年金における一定の資格と同様と考えてよいか。	中小事業主掛金の拠出対象者に一定の資格を定める場合は、「一定の職種」又は「一定の勤続年数」によるものとする。	法６８条の２　２項 法令解釈通知２－２
232-7	〃	個人型年金加入者掛金の上限は、企業型年金における加入者掛金と同様、中小事業主掛金の額を超えて拠出することはできないのか。	中小事業主掛金と個人型年金加入者掛金の額の総額が、個人型年金の拠出限度額の範囲内であれば、加入者掛金の額が中小事業主掛金の額を超えていても問題ない。	法６９条
232-8	〃	中小事業主掛金の額が引き上げられること（拠出することとなった場合を含む。）により、中小事業主掛金と加入者掛金の額の総額が個人型年金の拠出限度額を超える場合、個人型年金加入者は、加入者掛金額変更届を届出し、拠出限度額の範囲内となるよう、加入者掛金を引下げる必要があるのか。	加入者掛金額変更届の提出がなくても、中小事業主掛金と加入者掛金の額の総額が拠出限度額の範囲内となるよう、自動的に加入者掛金が引下げられる。	法６９条
232-9	〃	中小事業主掛金の額は、全ての拠出対象者に対して同額にする必要があるか。	「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど、拠出対象者の資格を区分することに合理的な理由がある場合には、区分した資格ごとに事業主掛金の額に差を設けることを目的として、資格を区分することができる。	法６９条 法令解釈通知２－３

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
233	個人別管理資産の移換	Ａの加入者であった者（資産あり）が、Ｂ企業（ＤＣ実施）の加入者資格を取得（その月に加入者資格を喪失したことにより加入者期間はゼロ）し、すぐＣ企業（ＤＣ実施）の加入者となった場合において、 ⑴資産は、一旦Ｂ企業が実施する企業型年金に移換しなければならないのか。（資産移換時にはＢ企業の加入者でなくなっているにも関わらず、資産を受け入れなければならないのか） ⑵Ａから直接Ｃ企業が実施する企業型年金に移換することとなるのか。	⑵	法８０条 規則６３条２項 規則６４条２項 規則６５条３項
233-1	〃	①企業型ＤＣ規約において「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型ＤＣ加入あり）」とした場合であって、例えば、転職先に企業型ＤＣはあるが個人型ＤＣへの加入を認めていないときは、 ・転職前に加入していた個人型ＤＣの資産を転職先の企業型ＤＣに移換 ・転職先の企業型ＤＣには移換せず個人型ＤＣの運用指図者となる のいずれかを、加入者個人が選択できると考えてよいか。 ② また、例えば、転職先においても「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型ＤＣ加入あり）」の場合については、転職前に加入していた企業型ＤＣの資産は、 ・転職先の企業型ＤＣに全額を移換 ・転職後も加入し続ける個人型ＤＣに全額を移換 ・個人型ＤＣに資産を移換し、企業型加入者かつ個人型運用指図者となる のいずれかを加入者個人が選択できると考えてよいか。	①②ともに、加入者が選択可能。なお、①で加入者が個人型ＤＣの資産を転職先の企業型ＤＣに移換することを選択しなかった場合は個人型ＤＣの運用指図者となり、②で加入者が企業型ＤＣの資産を個人型ＤＣに移換することを６月以内に選択しなかった場合は法第８０条第２項により転職先の企業型ＤＣに移換される。	法８０条
233-2	〃	「Ａ社の企業型ＤＣ加入者であって個人型ＤＣ加入者でない者（非障害）」が、転職日に「Ｂ社の企業型ＤＣ加入者かつ個人型ＤＣ加入者」となった場合、Ａ社の企業型ＤＣの資産は法８０条１項１号（Ｂ社企業型ＤＣへ移換）及び法８２条１項（個人型ＤＣへの移換）に同時に該当するが、法８０条による	企業型ＤＣに移換するか、個人型ＤＣに移換するかは加入者が選択可能。ただし、６月以内に移換の申出をしなかった場合は、法第８０条第２項により企業型ＤＣに移換される。	法８０条 ８２条 ８３条

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		移換は法８２条や法８３条よる移換よりも優先されるのか。		
233-3	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
233-4	〃	①企業型ＤＣ加入者となっても、個人型（加入者、運用指図者）に資産を残してもよいか。 ②また、企業型ＤＣ規約において、企業型に資産を移換するか否かを定めることは可能か。	①よい。ただし、企業型ＤＣが個人型同時加入を認めていない場合、個人型ＤＣは運用指図者となる。なお、移換申出により、企業型ＤＣへの移換も可能。 ②不可。企業型ＤＣへの移換の申出があれば、移換を受け入れなければならない。	法８０条
233-5	〃	企業型ＤＣ規約において「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型ＤＣ加入あり）」とした場合で、例えば、企業を退職し企業型ＤＣの加入者資格を喪失した際に個人型ＤＣに加入している場合においては、当該加入している個人型ＤＣに企業型ＤＣの資産を移換することになると考えてよいか。	申出により個人型ＤＣに移換可能。ただし、６月以内に移換の申出をしなかった場合は、自動的に加入している個人型ＤＣに移換される。	法８２条 ８３条
233-6	〃	企業型ＤＣ加入者かつ個人型ＤＣ運用指図者が資格喪失年齢到達または障害となった以降に企業型ＤＣ加入資格を喪失した場合に、企業型ＤＣの資産を当該企業型ＤＣに留めることができるか。	企業型運用指図者として、留めることができる。	法１５条
233-7	〃	企業型ＤＣと個人型ＤＣの双方に加入している場合において、ＤＢの脱退一時金や企業年金連合会資産のＤＣへの移換については、本人に企業型か個人型かを選択する権利を与えてもよいか。あるいは、企業型ＤＣ規約でいずれかを優先するかを定めても良いか。	企業型への移換（法54条の２の規定による移換）か、個人型への移換（法74条の２の規定による移換）かは本人が選択できるものである。 法 54 条の２第２項の規定により通算加入者等期間に算入された期間は企業型に、法74条の２第２項の規定により通算加入者等期間に算入された期間は個人型に算入することとする。	法５４条の２、７４条の２
234	〃	令４５条の２において、「個人別管理資産の移換は、・・・６月以内に行う」とされているが、どのような事情があった場合でも、企業型年金終了後６か月以内に国民年金基金連合会に資産移換しなければならないのか。	企業型年金終了後６か月以内に、他の企業型年金、個人型年金、確定給付企業年金又は中小企業退職金共済への資産移換手続をしない場合、個人別管理資産は、企業型年金の加入者などである場合には企業型年金に、個人型年金の加入者等である場合には個人型年金に、それ以外の場合は規則第15条の２第１項第３号に規定する連合会移換者として国民年金基金連合会に、自動的に移換されることとなる。よって、「６月」は、自ら資産移換手続を取ることができる基準を示すものである。	法８０条 ８２条 ８３条 令４５条の２
234-1	個人別管理資	企業型ＤＣから退職金共済へ資産移換が可能な事業再編とは	例えば、株式会社同士の事業再編としては、会社法に基づく合	法５４条の５

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
	産の移換（退職金共済）	具体的にはどういったものか。	併、会社分割及び事業譲渡等の行為であるが、必ずしも会社法による事業再編に限るものではなく、法令に基づいた同等の行為であれば認められる。 なお、判断に迷う場合は、厚生局に問合せ願いたい。	規則３１条の５
234-2	〃	合併等の事業再編に伴い企業型ＤＣから退職金共済に資産を移換する場合において、当該資産移換を望まない従業員は引き続き企業型ＤＣを続けられるか。	企業型ＤＣを続けられるかどうかは企業型ＤＣの加入者範囲によることから一概には言えないが、企業型ＤＣの資産を退職金共済に移換するかどうかは個人の希望によって選択が可能。	法５４条の５ 法３条３項６号 法令解釈通知第１－１（２）
234-3	〃	第４号施行日（2018（平成 30）年５月１日）から新たに企業型ＤＣから退職金共済へ合併等の事業再編があった場合に資産移換が可能となったが、施行日前の合併等を契機として資産移換することは可能か。	不可。	平成28年改正法附則５条４項
234-4	個人別管理資産の移換（確定給付企業年金）	第４号施行日（2018（平成 30）年５月１日）から新たにＤＣからＤＢへの資産移換が可能となったが、ＤＣから企業年金連合会への資産移換も可能か。	不可。	法５４条の４ 法７４条の４
234-5	〃	ＤＣからＤＢに資産を移換する場合に移換申出の期限はあるか。	ＤＢへの移換申出の期限はないが、企業型ＤＣの資格を喪失して６月が経過してもなお移換先の選択を行わない場合、個人別管理資産は、 ①転職先の企業が企業型ＤＣも実施している企業であって、当該企業型ＤＣの加入者などである場合には当該企業型ＤＣに、 ②個人型ＤＣの加入者等である場合には個人型ＤＣに、 ③それ以外の場合は規則第１５条の２第１項第３号に規定する連合会移換者として国民年金基金連合会に、 自動的に移換されることに留意が必要。	〃
234-6	〃	規則第１５条の２第１項第３号に規定する連合会移換者がＤＢに加入した場合、ＤＢに資産を移換することは可能か。	可能。	法７４条の４
235	運営管理機関登録	運営管理機関が行う業務の中で、「コールセンター業務」に関して、運営管理機関の指揮・命令の下でＡ社がＡ社と雇用関係のある派遣社員を業務に付かせるために、Ａ社が運営管理業に登録する必要があるか。	Ａ社は運営管理機関として登録する必要はない。	法８８条
		Ｂ社が運営管理機関と業務委託契約を締結し、Ｂ社と雇用関	Ｂ社は運営管理機関として登録する必要がある。	

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		係、指揮命令関係のある社員に「コールセンター業務」を行わせる場合、Ｂ社が運営管理業に登録する必要があるか。		
236	〃	運営管理業務を行う担当者は内部規程で定めるだけでよいか。何らかの登録が必要であるか。	登録不要。	〃
237	運営管理機関登録申請	生保の場合は、「資本金額」は基金でよいか。	よい。	法８９条 命令２条
238	〃	「運営管理業に係る営業所の名称等」を全てとある。情報提供業務として年に数回程度、全国の営業所（約 1000 箇所）の担当者が企業に報告することが想定されるが、全営業所の記載が必要か。 それとも営業所を所管する支社（約 100 箇所）の記載でよいか。	全営業所の記載が必要。	法８９条
239	〃	運営管理機関は本部（本店）のみとし、各営業店にて加入者から情報の提供等を求められた場合は担当部署に取次ぐこととした場合、運営管理機関としての登録は本部（本店）のみでよいか。	よい。	〃
240	〃	運営管理機関として登録する営業店には、必ず運営管理業務担当者を置かなければならないか。	運営管理機関登録簿に登録されている営業所には、必ず運営管理業務担当者を置かなければならない。なお、運営管理業務担当者には、運用の方法の提示又は情報提供に係る業務を行う営業職員を含む。	〃
241	〃	出張所、代理店は母店に含まれるのか。個別に登録をする必要があるのか。	いずれも営業所欄に記入する必要がある。	〃
242	〃	運営管理機関として全店を登録する場合、異動等により一時的に運営管理業務担当者がいない状態になることは問題ないか。	一時的であれば問題ない。 なお、運営管理業務担当者には、運用の方法の提示又は情報提供に係る業務を行う営業職員を含む。	〃
243	〃	規約の策定の相談等、確定拠出年金制度に関するコンサルタント業務を行う場合には、運営管理機関の登録は必要か。	コンサルタント業務は誰でも実施可能。ただし、銀行、生保、損保等の場合は「他業禁止」となっていることから、運営管理機関登録を行い、運営管理業務の一環として行うことが必要。	〃
244	〃	情報提供として、資料の配布、ビデオの上映を行うだけでも登録は必要か。	何らかの説明を行うのであれば必要。単なる配達人であれば不要。	〃
245	〃	運営管理料に幅を持たせ、加入者等に応じて弾力的に運営することは可能か。	不当に差別的なものであれば不可。 企業単位で値引きということであれば可。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
246	〃	添付書類の住民票は本人分のみでよいか。また１通でよいか。	本人分のみで構わない。厚労省と金融庁（財務局）分あわせて２通必要。	〃
247	運営管理機関登録簿の記載	「役員の兼職状況」に子会社の役員を兼任する場合を含むのか。	含む。ただし、当該兼職先が常勤の場合のみ。（非常勤の場合は記載不要）	〃
248	〃	営業所の「設置年月日」を記載することになっている。他の事業を営んでいた営業所が新たに運営管理業務を始めた場合、「設置年月日」は運営管理業務開始日を指すと理解してよいか。それとも他の事業の開始日まで遡るか。	運営管理業務開始日を指す。	〃
249	〃	運営管理業務を行う地域とは対象とするマーケット範囲と理解するが、この場合国内全域の加入者を対象とするなら「全都道府県」という表記でよいか。	よい。	〃
250	〃	「各業務の具体的な実施方法の概要」を記載することになっている。以下のような切り口、表現で問題ないか。 （例）各業務の具体的な実施方法の概要 （法２条７項１号イ、ロに関する業務） ⑴個人の資産管理に関するデータの記録、保存、通知等の処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務（電磁的方法を含む）を提供する。 ⑵前項業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。 （法２条７項２号に関する業務） ⑴確定拠出年金運営管理機関業務受託のための勧誘・推奨業務 ⑵運用商品の選定・提示 ⑶運用商品に関する各種情報提供（文書配布、コールセンター、電磁的手段による） ⑷各種投資教育の提供・実施（文書配布、コールセンター、電磁的手段による） ⑸確定拠出年金制度の啓蒙（文書配布、コールセンター、電磁的手段による） ⑹他の事業者の人事福利厚生等に関する事項及び個人の財産形成に関する事項に対しての相談、助言を行う業務	法２条７項１号に関する業務として例示されたものについては問題ない。 法２条７項２号に関する業務として例示されたもののうち、⑴、⑷、⑸、⑹は運営管理業務ではない。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		⑺その他法第２条第７項に定める業務に付帯する一切の業務		
251	〃	法２２条において、投資教育の対象は「加入者等」となっているが、投資教育の効果を考えると加入前の者への教育も必須と考えられることから、「加入者等」の解釈として、「加入者等となる予定の者」も含まれると考えられないか。	ご指摘のとおり、投資教育の効果を考えると、加入者等となる時点において投資教育がなされているよう努めることが求められる。	法２２条、７３条、法令解釈通知第３．１（２）
252	〃	「職歴」は主な事項（部長・役員就任時等）のみでよいか。	最低限過去５年間は全て必要。	法８９条 命令３条１項２号
253	運営管理機関変更届	運営管理機関の登録簿の登録事項の変更届出は、どのような場合に必要か。	運営管理機関登録簿として登録されている事項が変更になった場合に届出が必要となる。	法９２条
254	〃	運営管理機関の変更届出には、どのような添付書類が必要か。	主なものは以下のとおり。 変更届出書(1) 変更後の運営管理機関登録簿(2) ・役員の就任→(1)＋(2)＋住民票＋履歴書 ・役員の退任→(1)＋(2) ・役職変更→(1)＋(2) ・資本金の変更→(1)＋(2)	法９２条 命令５条（様式第４号）
		命令第５条は添付書類として「登記事項証明書又はこれに代わる書面」を規定しているが、上記において添付する必要がないとされているのはなぜか。	法令で登記事項証明書の添付が必要とされている手続においては、法務省から登記事項証明書に記載されている事項の提供を受けることができるため、添付を必要としていない。	
255	標識	「掲示すべき標識」を営業所ごとに掲示することとあるが、運営管理業を行う営業所のみとの理解でよいか。	よい。	法９４条 命令７条
256	業務管理態勢	業務管理態勢の整備が必要とのことだが、コンプライアンス専担の部署を設けるなど、重厚な態勢整備が必要か。	運用の方法の選定、提示、情報提供（営業職員による不適切な説明や推奨の禁止を含む。）が適切に行われるよう、実効的な態勢整備が何より重要であり、必ずしも専担の部署を設ける必要はない。各運営管理機関の業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備する必要がある。	命令９条の２、法令解釈通知第９．３
256-1	〃	法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢について、具体的にはどのような検証の方法や頻度等が求められるか。	運営管理機関において自らの規模や特性等を踏まえ、その業務の検証として必要な検証の方法や頻度を各運営管理機関が判断する必要があるが、方法としては、少なくとも法令を踏まえ、それに反する行為が行われていないかを事後的に確認できるような証跡を残し当該証跡を確認することや過去に選定した運用	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			の方法が現時点でも適切であるか等を確認すること等が求められる。また、どんなに規模の小さい運営管理機関であっても少なくとも１年に１度は検証を行う必要があると考えられ、運営管理機関の業務内容や職員の知識の程度、営業職員による情報提供を行う場合等は頻度を増やす等リスクに応じた頻度を運営管理機関自身が判断する必要がある。	
256-2	〃	研修を行うべき従業者の範囲は、運営管理業務に直接携わる者、営業職員、委託先でよいか。	研修実施の範囲は、法令を遵守できるよう少なくとも運営管理業務に係る業務を行う自社の役職員が想定される。一方、委託先の従業者に対する研修については、その実施が必ずしも求められるものではないが、委託元である運営管理機関は、委託先の法令遵守状況等の確認及び法令遵守がなされるよう指導・監督すること等が求められる。	〃
256-3	〃	確定拠出年金制度に関する研修とは何を行えばよいか。	運営管理業務を行う上でその前提として必要となる確定拠出年金制度に関する知識（例えば、投資教育に関する事項として法令解釈通知第３に記載されている内容）についての研修が必要となると考えられる。	〃
256-4	〃	営業店にて企業型のプランに係る情報提供を行う場合にあっては、個々のプラン固有の規約や商品の知識を有する必要があるのではないか。	営業店にて企業型のプランに係る情報提供を行う場合にあっては、個々のプラン固有の規約や商品の知識を有する必要があるため、この点についても研修が必要。	〃
256-5	〃	業務の内容に関する知識を得るための研修内容は、各職員の業務の必要な範囲に応じたもので差し支えないか。	業務の内容に関する研修内容は、業務で必要な範囲に応じたもので差し支えない。	〃
257	運営管理機関の行為準則（個人情報保護義務の内容）	事業主の行う投資教育のために、本人の同意を得ずに運営管理機関が事業主に対して次の情報を提供することは可能か。 (1)個人が特定されていない統計的データ (2)個人の資産額や資産配分等の情報	(1) 可能 (2) 不可	法９９条２項 法令解釈通知第９－２（２）②
		法令解釈通知第９－２（２）②以外の場合に、本人の同意を得ずに運営管理機関が加入者等の個人情報を事業主に提供することは可能か。	不可。	
		記録関連運営管理機関から事業主に対して個人情報の提供を行う場合に、事業主の求めに応じて運用関連運営管理機関を経由して情報を引き渡してもよいか。	提供可なのは法令解釈通知９－２（２）①イの場合に限る。運管経由も可だが、個人情報につき引き渡し方法に留意要。	
258	運営管理機関	運営管理機関は、事業主に対して必要に応じて継続教育の実	運営管理機関は、制度の運用の実態等を定期的に把握・分析し	法９９条１項、法令

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
	の行為準則（忠実義務の内容）	施を助言すべきか。	事業主に情報提供するとともに、必要な場合には投資教育に関する助言をするよう努めることとされており、継続教育についても同様の対応が必要である。	解釈通知第３－３（２）①
		運営管理機関は、事業主からの依頼があった場合には、運営管理業務に付随する次のような内容について、説明や助言を行うべきか。 ・法令改正内容の説明 ・制度運営上の課題の助言	法令上の運営管理業務ではないが、行うことが望ましい。	法９９条１項、法令解釈通知第９－２（１）
258-1	〃	個人型年金において、事業主による運営管理機関の評価に相当することは行われないのか。	個人型年金においては、法第７条第４項のような規定はないが、運営管理機関自ら、定期的に、法令解釈通知第１０．２に記載される事項等を点検・確認し、必要に応じて見直すこととなる。	法令解釈通知第１０．２、９．２（１）②
259	運営管理機関の行為準則（提示の留意点）	提示は必ずしも対面を必要要件としておらず、郵送等による提示も認められると解してよいか。	よい。	法１００条 法令解釈通知第９－２（４）②
260	運営管理機関の行為準則（「推奨」「助言」の内容）	加入者等に良いこと、悪いことを伝える行為は「推奨」に当たらないと解してよいか。	禁止行為に当たる。	法１００条 法令解釈通知第９－２（４）③
		運営管理機関として確定拠出年金法や政省令で定められた項目（例えば、過去１０年または設定来どちらか短い方の運用実績など）については当然ながら資料も作成するし、加入者への説明も行うが、その他に運用会社が作成する「販売用資料」を配布するのは構わないか。	勧めるものでなければよい。目的、意図だけでなく、資料の内容が勧めるものでないことが条件。	
261	〃	運営管理機関が投資教育を実施するにあたり、以下の方法により事例を提示したいと考えているが、法令違反とならないか。 ⑴　実在する特定の加入者の資産配分や運用実績について、本人の同意を得た上で資産運用事例として他の加入者等へ提示すること。 ⑵　過去の運用実績の推移等を踏まえて、ある特定の時点で高い運用利回りを上げていた資産配分事例を提示すること。 ⑶　リスク・リターン特性に応じた架空の制度加入者（資産配分モデル）を複数設定し、確定拠出年金制度において採用して	実在する特定の加入者あるいは架空の加入者を用いて、客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づく資産配分や、運用実績の事例を提示したり、比較して提示することは問題ない。 ⑴や⑵のように加入者の資産配分や運用実績を事例として提示する場合は、その前提となっている年齢、個人別管理資産額等を明らかにすることが必要と考えられる。 また、⑵のように過去の運用実績を示す場合は、その前提となっている統計や加入者類型等を明らかにするほか、高い利回りを上げていた期間だけをとりあげるのではなく、例えば、市場	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		いる運用商品の過去の運用実績データを使用して資産残高の相違等を図表やグラフで提示すること。	が低迷していた期間に当該資産配分で運用していた場合のシミュレーションも加えるなど、特定の資産配分や商品に誘導したりすることのないよう留意することが求められる。 ⑶のような、データの提供やシミュレーションにおいては、期間はできるだけ長期とすべきであり、選択する期間も特定の資産配分が有利となるような恣意的な選択とならないよう、また、個別の商品への誘導とならないよう留意すること。	
262	〃	上記⑶の加入者モデルによる運用成果（資産残高等）を踏まえ、その成否（例えば、現在の市場環境では、どの配分が有利であったか等）についてコメントすることは問題ないか。	事業主又は運営管理機関がモデル事例について説明することは、その説明が客観的かつ一般的なポートフォリオ理論に基づくものであれば問題ないと思われる。その際には、その要因を説明するとともに、その資産配分（必要であれば個別商品を含む。）のリスクの程度や状況についても言及する必要があるほか、市場環境が思わしくなかった場合のシミュレーションなども併せて示し、客観的なコメントとすることが望ましい。ただし、その説明において、「どの配分が有利であった」等の表現を用いることは、運用の方法の推奨と受け取られる可能性があることから、法令に抵触するおそれがある。	〃
262-1	〃	加入者の資産や運用商品に関する知識、リスク許容度等を踏まえて、資産配分モデルを複数示すことは法令違反とならないか。	客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づき試算される資産配分モデルを複数示すことは問題ない。ただし、何らかの仮定をおいて試算する場合、その仮定の内容を明らかにすること。	〃
262-2	〃	複数の資産配分シミュレーションを行った結果、１つの資産配分を勧める行為は法令違反とならないか。	客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づき試算される資産配分を複数示す行為は推奨に当たらないが、複数の資産配分の選択肢のうち、いずれの資産配分がよいかは、加入者等の属性（年齢、収入、保有資産、金融知識、リスク許容度等）によって異なるものであり、加入者等のこのような情報を踏まえることなく、また、一般的なポートフォリオ理論に基づかず、１つの資産配分のみを示すことは不可。 なお、商品名については、262-3 を参照。	〃
262-3	〃	資産配分において具体的な提示商品名まで示してよいか、それとも日本株１００％投信といった一般的な商品例までに限定されるのか。	客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づき試算される資産配分を複数示す行為は推奨に該当しないが、投資対象資産が同一のカテゴリに複数の商品が存在するにもかかわら	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			ず、そのうちの特定の商品のみを示す場合には、特定の商品の推奨に当たると考えられるため、不可。	
262-4	〃	運用実績、販売実績、手数料等の運用商品情報をランキング化して提示することは可能か。	運用実績及び手数料について、全ての運用商品のランキングを示すことは情報提供の範囲に含まれると考えられる。 一方で、販売実績については、確定拠出年金の運用商品に運用の指図をしている加入者数の実績又は NISA 等一般の金融商品の販売実績を意味している場合のいずれの場合であっても、多くの人が選択している商品が必ずしも良い商品とは言えないことから、上記実績に基づくランキングを示すことは加入者等による適切な運用の指図に資する情報提供とは言えず、適当ではないと考えられる。 なお、運用実績や手数料のランキングを示す場合には、恣意的に１つの項目のみを示すのではなく他の項目についても併せて示すよう、また、運用実績を示す場合には、期間はできるだけ長期とすべきであり、特定の運用の方法が有利となるように恣意的に期間を選択することのないよう留意する必要がある。	〃
262-5	〃	以下の行為は可能か。 ①専担者又は営業職員が、加入者等からの求めがなく、指定運用方法に関する説明を行った場合、直ちに「特定の運用方法を勧めること」に該当するか。 ②法 100 条６号括弧書きに基づき、加入者等に運用の方法に係る情報提供を行う営業職員は、金融商品取引業者として行うことを明示すれば、加入者に対し、DC における運用のアドバイスとして、運用商品の商品性・リスク等の説明を行ったり、加入者からの投資相談に乗ったりすることは可能か。	①指定運用方法は法第 24 条の２で説明義務が課されているが、通常の運用の方法を説明することなく指定運用方法のみを説明するような場合には、特定の商品の推奨に当たる可能性がある。 ②情報提供又は投資教育の範囲であれば可能だが、特定の商品の推奨は認められない。	〃
262-6	〃	加入者等から特定の運用商品の説明を求められない場合であっても、加入者等の属性・ニーズを把握できたときは、運用商品の一覧を示したうえで当該属性・ニーズに応じた特定の運用商品の情報提供を行うことは可能か。	一覧表を示したとしても、加入者からの求めなく、特定の商品の情報提供を行った場合、推奨に該当しうるため、不可。	法１００条６号、法令解釈通知第９－２(4)①エ
262-7	〃	加入者等に運用商品の情報を提供する際には一覧表を示すこととなっているが、コールセンターにおいて、加入者等から特定の運用商品の情報提供を求められたものの、電話中に商品	電話等非対面で情報提供を行う場合においては、例えば、電話により情報提供を行う場合は、加入者等がパンフレット等を所持している場合やウェブページを確認できる状態にある場合	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		一覧をみることができない場合には、どのように対応すればよいか。	（電話後速やかに確認できる場合を含む。）は、説明事項が記載された箇所を案内の上、当該説明事項を読み上げることが考えられるほか、電話口で説明事項を説明の上、遅滞なく郵便等の方法により説明事項を記載した書面を交付する方法が考えられる。	
263	〃	労働組合の役員等でファイナンシャル・プランナー等の一定の資格・知識を有する者が、組合活動の一環（組合員の生活支援策）として、個人の資産状況等を踏まえて確定拠出年金の運用相談に乗ることは問題ないか。	問題ない。ただし、労働組合が、企業型の実施事業主として位置付けられている場合には、組合活動の一環として労働組合以外の事業所の従業員に対して運用相談を実施することは問題ないと思われるが、労働組合の従業員に対しては、事業主の行為準則が適用されるため、運用指図の推奨となる可能性があり、法令に抵触する恐れがある。	〃
264	〃	事業主が外部の機関と契約し、その費用を会社が負担して個人向けの運用相談会等を行うことは可能か。	事業主が外部の機関と直接契約し、個人向けの運用相談会等を行うことは問題ないが、選定に当たってはもっぱら加入者等の利益の観点から、能力の水準、サービス内容等について適正な評価を行った結果である等の合理的な理由に基づくものであることが必要と考えられる。	〃
265	〃	事業主が退職予定者に対して個人型年金への資産の移換手続きに関する説明を行う際に、特定の個人型運営管理機関を紹介することや、パンフレット等を取り寄せ配布・説明することは、法令上問題はないか。	事業主が特定の個人型運営管理機関を選定し紹介すること等は法令上の問題はないが、選定に当たっては、もっぱら加入者等の利益の観点から、サービスの内容、手数料、運用商品等について適正な評価を行った結果である等の合理的な理由が必要と考えられる。 また、事業主は、規則６０条５号の趣旨に照らして、当該個人型運営管理機関以外の他の運営管理機関を指定することもできること、その運営管理機関は国基連のＨＰにアクセスすることにより入手できること等を併せて情報提供することが適当と考えられる。	〃
		また、選定した個人型運営管理機関に退職者の情報を提供し、退職者へ直接加入案内を行わせることは法令上問題はないか。	事業主が個人型運営管理機関に退職者の情報を提供する場合には、事前に本人から同意を得る必要がある。	
266	〃	事業主が、退職予定者から依頼を受けて、個人型運営管理機関への資産の移換手続や、脱退一時金の請求手続きを代行することは可能か。	可能。	〃

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
267	〃	事業主が企業型年金の資格喪失者や個人型年金同時加入可能者向けに個人型年金を実施している複数の運営管理機関を招いて説明会を開催することは可能か。 また、本人が希望する場合は、その場で個人型年金の加入手続きを行うことは問題ないか。	事業主が、個人型年金を実施している運営管理機関を招いて説明会を開催すること、また、本人が希望する場合はその場で移換手続を行うことは問題ない。ただし、事業主は、規則６０条５号の趣旨に照らして、当該個人型運営管理機関以外の他の運営管理機関を指定することもできること、その運営管理機関は国基連のＨＰにアクセスすることにより入手できること等を情報提供することが望ましいと考えられる。なお、個人型年金運営管理機関は、説明会での個人型年金加入者等の勧誘に際して、こうした情報提供を行わない場合は、当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項について事実を告げない場合として、命令１０条１１号の規定に抵触する恐れがある。	
268	〃	事業主が特定の個人型年金の実施運営管理機関と提携することにより、当該個人型運営管理機関の利用者に対して手数料等の割引サービスを提供することは可能か。	事業主が特定の個人型運営管理機関と提携し、当該運営管理機関の利用者に手数料等の割引サービスを提供することは法令上の問題はないが、選定に当たっては、もっぱら加入者等の利益の観点から、能力の水準、サービス内容等について適正な評価を行った結果である等の合理的な理由が必要と考えられる。	
269	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
270	営業職員による運用関連業務等	営業職員が未加入者である顧客に対し、自社を運営管理機関とする確定拠出年金に加入するよう勧誘することは可能か。	自己を運営管理機関とする勧誘を行うことは可能だが、行為準則を遵守して行う必要がある。 特に、命令１０条１１号の事項を説明し、確定拠出年金制度と、通常営業職員が取り扱っている金融商品との誤解を与えることのないようにすること。	法１００条７号 命令１０条各号
		受付金融機関が、他の運営管理機関の委託を受けて当該運営管理機関の確定拠出年金制度に加入するよう勧誘する場合、運営管理機関登録を受ける必要はないという理解でよいか。	運営管理機関登録は不要。もっとも、運営管理機関が確定拠出年金制度に加入するよう勧誘する行為については行為規制（命令第１０条第１１号）が存在することから、受付金融機関が他の運営管理機関から委託を受けている場合であっても、あくまで他の運営管理機関の行う行為を受託しているに過ぎないことから、委託元の運営管理機関の責任において、当該行為を受託する受付金融機関についても当該行為準則を遵守させる必要がある。	法８８条 命令１０条１１号
		また、この場合未加入者である顧客に対して運用商品の説明を営業職員が行うことは可能か。	運営管理機関登録の上、運用関連業務である情報提供として、運用商品に係る情報提供を行うことは可能だが、規則第２０条	法１００条７号 命令１０条１号 、２

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
			第４項の事項を説明し、確定拠出年金と、通常営業職員が取り扱っている金融商品との誤解を与えることのないようにすること。なお、個別の運用の方法の推奨は不可。	号
271	〃	特に、中小・零細企業や自営業者に確定拠出年金制度を普及させるためには、営業担当者の役割が大きいが、営業担当者による相談、情報の提供等は具体的にどこまで可能か。	制度や運用商品に係る情報提供は可能だが、情報提供を行う場合には、規則第２０条第４項に定める事項を説明し、確定拠出年金と、通常営業職員が取り扱っている金融商品との誤解を与えることのないようにすること。なお、個別の運用の方法の推奨は不可。	〃
271-1	〃	①命令第１０条第２号の、営業職員の禁止行為である、「営業職員が、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること。」について、この営業職員は、提示運用方法の提示又は情報提供の兼務者でない営業職員を含んでいるとの理解でよいか。 ②一方、提示運用方法の提示又は情報提供の兼務者である営業職員については、法第９９条を遵守するとともに、第１００条各号及び命令第１０条各号に定めるその他の禁止行為も含め、行ってはならないとの理解でよいか。	①②そのとおり。	法９９条、１００条 命令１０条
271-2	〃	確定拠出年金で商品ラインアップされている運用商品と全く同一の運用商品がNISA等の他の制度でラインアップされることがあり得る。その場合、前者は推奨・助言禁止の対象となり、後者は推奨・助言可能な商品となる。同一の営業担当職員が、前者と後者の説明を実施する際には、前者については「運営管理機関として情報提供し推奨・助言することはできない」旨を明示すれば、後者について推奨・助言することは可能、との理解でよいか。	あくまで確定拠出年金の範囲外で、営業職員の立場でNISA等一般の金融商品の推奨助言を行うこと自体が否定されるものではないが、確定拠出年金制度への加入勧誘や運用の方法の情報提供を行う場合には、規則第２０条第４項の事項や、命令第１０条第１１号の事項等を説明し、確定拠出年金と、通常営業職員が取り扱っている金融商品との誤解を与えることのないようにすること。なお、確定拠出年金の個別の運用の方法の推奨は不可。	命令１０条２号
272	〃	運用の方法の提示・情報提供を行うDC専担者又は営業職員と、提示・情報提供を行わない営業職員が同行して顧客を訪問し、運営管理業務及びNISA等の金融商品の勧誘をそれぞれが行うことは可能か。	両者が同席した場合に、規則第２０条第４項に定める事項を説明した上で、運用の方法の提示・情報提供を行う職員が運用の方法の情報提供を行うことは可能。しかし、確定拠出年金の個別の運用の方法の推奨は不可。	〃
273	〃	営業店における運営管理業務担当者は、テラー（窓口）や貸付担当を兼務することが可能か。	運用の方法の選定に係る業務を行わない者であれば、営業職員であるテラー（窓口）や貸付担当を兼務することが可能。	命令１０条１号

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
274	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
275	〃	投資教育は営業担当者が行ってもよいのか。	よい。	法１００条７号 命令１０条１号
276	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
277	〃	運営管理機関担当者は預金、投信等にかかる営業はできないこととなるが、例えば、年金相談や資産アドバイス業務を兼務することは可能か。	資産アドバイスが、加入者等に対する特定の運用の方法の推奨となるような場合には不可。	命令１０条２号
278	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
279	〃	例えば、ボーナス時期の応援等に際し、運用の方法の選定業務の担当者は、両替・案内業務はできるか。	できる。	命令１０条１号
280	〃	運用の方法の選定業務の担当者はいかなる場合も営業業務はできないか。例えば、営業担当者が休暇の場合に限ってもだめか。	不可。	〃
281	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
282	〃	確定拠出年金にかかる後方事務を営業職員が行うことは可能か。	運用の方法の選定業務でなければよい。	命令１０条１号
283	〃	営業職員に係る運用関連業務の兼務の禁止規定における「役員、営業所の長その他これに類する者」の「役員」とは、会社法上の「取締役」だけでなく、執行役員、監査役、社外監査役、社外取締役も含まれるか。	全て含まれる。	〃
284	〃	「勧誘に関する事務」とは具体的に何を指すのか。例えば、顧客が申込をした契約書類を営業職員から受け取って、事務処理をする者を指すのか。	単に事務処理のみを行う者はいわゆる営業職員に当たらない。顧客と接することなく裏方で事務処理を行う者は勧誘に関する事務とは考えない。	法１００条７号 命令１０条１号 法令解釈通知第９－２（5）
284-1	〃	運営管理機関から受付事務の委託を受ける金融機関（受付金融機関）の営業職員が運用の方法の情報提供を行うことが可能か。	受付金融機関は運営管理業務を行うことはできない（情報提供を行うことはできない）。情報提供を行う場合は運営管理機関の登録が必要。	法第２条７項、８８条
285	業務に関する帳簿書類	「帳簿書類に記録する情報提供の範囲」として「運営管理機関等が加入者等の求めに応じて提供した情報、コールセンターでの情報提供等」の場合、どのレベルまでの記録を想定しているか。(例えば、コールセンターでの質疑応答の記録について、通話録音まで想定しているのか。)	少なくとも内容を簡潔に記録することは必要。	法１０１条 命令１１条２項２号

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
		また、インターネットでの情報提供についてはどのレベルまでの記録を想定しているか。例えば（コンテンツの単なる閲覧などは含まれず）インターネットで相談を受け付けた際の回答内容や、インターネットで受け付けた資料請求についてのその日時、資料名等の内容の記録であって、加入者に提供しているインターネット上のコンテンツのどこを閲覧したといった情報の記録は含まれないと理解してよいか。	よい。	
286	報告書の提出	運営管理業務の一部を再委託する場合、当該業務に関する報告は必要か。	再委託先からでよい。	法１０２条 命令１２条
287	その他 （脱退一時金等）	未加入者が加入者となるのはどの時点か。加入の意志表示があった場合、正式に申込書や年金規約を受理した場合等・・・。	加入時（契約時）より加入者となる。	
288	〃	運営管理機関が制度の推進を図るにあたり、社会保険労務士や税理士とタイアップして業務を進めることは問題ないか。	問題ない。	
289	〃	①個人型において、運用の方法の選定及び提示については、「中核となる運営管理機関（共同出資会社）」が運用の方法の選定を行い、直接店頭等で加入者と接触する「窓口となる運営管理機関」が運用の方法の選定と提示を行う運営管理機関が分かれることは問題ないか。 ②選定と提示を分けることが認められない場合、「窓口となる運営管理機関」が、加入者に中核となる運営管理機関名の商品一覧を手渡しすることで、中核となる運営管理機関が運用の方法の提示を行ったと理解してよいか。	①選定と提示は１の運営管理機関で行う必要があるため、分けることは認められない。 ②よい。	
289-1	〃	過去勤務期間を通算し、６０歳以前から加入していたこととみなす場合、加入資格の有無を確認のうえ加入・拠出は行うものの、後日、企業から提供された情報により加入資格が無いことが判明した場合は還付による対応で問題ないか。	還付による対応で問題なし。	
290	〃	脱退一時金の請求は、請求時に「戸籍謄本もしくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類」を添付することとなっているが、請求者が国外に居住している等、当該書類を添付することができない場合には他の書類を代用することは認められるか。	戸籍謄本又は住民票の入手が困難な場合は、それに代替するものとして、パスポートの写し（最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるもの）を添付することが可能。	法附則２条の２、３条、規則６９条の２、７０条

No.	項　目	質　問　事　項	回　答	備　考
291	〃	６０歳以上の企業型年金加入者が退職以外（例えば法１１条５号該当）で資格喪失した場合、該当加入者は企業型年金運用指図者とはなれず個人型年金に移換することとなっているが、該当加入者の個人別管理資産が１万５千円以下の場合は法附則２条の２に従い脱退一時金の請求を行うことは可能か。	６０歳以上の企業型年金加入者が法１１条３～５号の事由に基づき資格喪失した場合は、当該請求が可能。	法１１条３号、４号、５号 法附則２条の２
292	〃	企業型ＲＫに請求する脱退一時金請求について、法附則２条の２第１項３号に、「最後に～資格喪失した日が属する月の翌月から起算して６月を経過していないこと」との規定があるが、自動移換した（資格喪失月の翌月から起算して６ヶ月以上が経過した）口座について、並行加入口座が資格喪失月の翌月から起算して６ヶ月が経過していない為、法附則２条の２第１項３号を満たすとして、企業型ＲＫに裁定請求された場合、請求先は法律の規定上あくまで企業型ＲＫ等であるため、請求を受けたＲＫは自動移換した口座分については企業型ＲＫの管理下にないことから、不支給という取扱いでよいか。	よい。	法附則２条の２
293	〃	個人型の脱退一時金に関して、請求できる対象者が保険料免除者に限られた他、金額要件が 25 万円以下に統一されたが、これらの請求要件変更（法附則３条の改正とそれに付随する令 60 条２項の改正）は、平成 28 年改正法施行日以降に資格喪失した場合に限るという認識でよいか。	よい。	法附則３条 平成 28 年改正法附則３条２項 政令６０条２項
294	〃	海外居住者は国民年金保険料免除者には該当しないため、法附則３条による脱退一時金は請求できないという理解でよいか。	よい。	法附則３条
295	〃	裁定予定口座単独で脱退一時金の裁定結果が「不支給」となる場合、並行加入口座が存在しても「不支給」であることは変わりないので、ＲＫ間の情報連携は不要ということでよいか。	よい。	法附則２条の２ 法附則３条
296	〃	通算拠出期間に含まれる個人型年金加入者期間は、個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとされているが、納付した掛金に係る拠出期間に国民年金保険料の未納月があった場合に、当該国民年金保険料の未納月は通算拠出期間に含まれるか。	含まれない。	法附則３条１項３号

照会先　厚生労働省　年金局　企業年金・個人年金課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２
電話　（代表）０３－５２５３－１１１１
（内線）３３７０

なお、上記以外にも金融庁のホームページにおいて、以下の情報を掲載しておりますので併せてご参照ください。
・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）１１．確定拠出年金運営管理機関関係」（ http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html ）
・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について」（ http://www.fsa.go.jp/public/public.html ）
・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案）に対するパブリック・コメントの結果について（コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方）（ http://www.fsa.go.jp/public/public.html ）